

第462回（定例）福崎町議会会議録

平成27年6月22日（月）

午前9時30分 開 会

1. 平成27年6月22日、第462回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 13名

1番	宮内富夫	8番	木村いづみ
2番		9番	石野光市
3番	牛尾雅一	10番	小林博
4番	志水正幸	11番	富田昭市
5番	松岡秀人	12番	釜坂道弘
6番	城谷英之	13番	高井國年
7番	北山孝彦	14番	難波靖通

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 大塚謙一 主 査 佐野允保

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	高寄十郎	技 監	松尾成史
会 計 管 理 者	萩原昌美	総 務 課 長	尾崎吉晴
企 画 財 政 課 長	福永聡	税 務 課 長	尾崎俊也
地 域 振 興 課 長	近藤博之	住 民 生 活 課 長	谷岡周和
健 康 福 祉 課 長	三木雅人	農 林 振 興 課 長	松岡伸泰
ま ち づ く り 課 長	豊國明仁	上 下 水 道 課 長	松田清彦
社 会 教 育 課 長	山下健介	学 校 教 育 課 長	山本欽也

1. 議事日程

第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は13名でございます。定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議 長 日程第1は、あらかじめ通告のあります議員からの一般質問であります。
それでは、日程により通告順に発言を許可いたします。

1番目の通告者は志水正幸議員であります。

質問の項目は

1. 嶋田町政（5期）の総括と次期町長選の出馬意思について
2. 空き家特措法への取り組みについて
3. 老朽化した公共施設の整備計画は
4. 「障害者差別禁止法」及び「障害者優先調達推進法」の取り組みについて
5. 福祉業務にタブレット端末の導入について

以上、志水正幸議員。

志水正幸議員 皆さん、おはようございます。議席番号4番の志水でございます。通告に従って、一般質問をさせていただきます。

1項目めの質問は、嶋田町政5期の総括と次期町長選出馬意思についてであります。

嶋田町長は平成7年12月に第9代目の町長として就任され、5期約20年が終わろうとしております。この間の嶋田町長の功績を私なりに調べさせていただきました。少し長くなりますが紹介させていただきます。主なものを絞っていたします。

平成9年11月には福崎東部工業団地の完成、同じく12月には他市町に先駆けて戸籍事務の電算化導入、それから平成11年4月には町内の巡回バスの運行開始、12年2月には都市計画マスタープラン策定、3月には市川河川公園完成、並びに高齢者福祉計画あるいはエンゼルプランの作成がありました。

また、平成15年1月には田尻町営住宅完成、5月には新給食共同調理センターの完成、17年3月には公共下水道の供用開始、それから、同じく7月には町立図書館の完成、平成21年4月には福崎幼稚園、子育て支援センターの開設、以後、全校区に完成を見ております。

平成22年11月には、大庄屋三木家住宅保存修理の工事開始、平成24年10月に中島井ノ口全線開通、それから、昨年の平成26年11月に遠野市と友好都市宣言の調印、さらには12月には第5次総合基本計画の策定など、このように非常に町民の生活に重点を置いた施設の整備とか、あるいは福祉事業を中心とした施策に力を入れて取り組んで来られました。

いずれにいたしましても、嶋田町長の町政運営の基本理念は、常に町民の命と暮らし、人権を守る、このことを念頭に置きながら住みやすい町、これからも住み続けたいと思える町の実現を目指して、いろんな施策に果敢に取り組んで来られました。

そこで、町長にお尋ねいたしますが、この20年間で町長自身が一番町民の方々に自慢できる施策、しいて言えば、最大の業績効果があったような施策、そういったものを二、三挙げていただきたい。お願いいたします。

町 長 丁寧にとくさんの事業を挙げていただいて、私がそんなにたくさんやってきたのかと、改めてそういう思いを持ったわけでございます。

今言われました事柄は全て私の思い出にとくさん残っているわけではありますが、そういう事業名で挙げるとすればそういったことが挙げられるのかなというふうに思いますけれども、私自身はやはり憲法を暮らしの中へという感じでずっと町政を進めてまいりましたので、そういった思いが少しでもその中に出てきておるとするならば、それは一番の喜びかなと、そういう思いを持っているわけでもあります。

しかし、幾つかを挙げてくださいということでもありますので、挙げさせていただきますと、二つの総合計画をつくったというんでしょうか、そういう事業に参画をさせていただいたということが一つです。第4次と第5次の総合計画、それに基づいて町政運営を進めさせていただいたわけなんですけれども、そういう思いがあります。

それから、一番長い期間がかかりましたのが公共下水でありますから、公共下水道はやはり一つの思い出になるかと思えます。

そして、一番気を遣いながら、この20年間過ごしてまいりましたのは、やはりもち麦であったかなというふうに思います。もち麦の運営をどうするかということが、私自身は余り商業的なセンスを持っておりませんので、そういう面で非常に苦勞をして、議員の皆さんからたくさんのご指摘をいただいて、その都度勉強させていただきながら運営をしてきたというのが、今思い出に残っているわけであります。

ちなみに私がなぜ町長に出たのかということ、この機会でありますから、知っていただければと思って発言をさせていただきますが、私が町長になりましたのは阪神・淡路大震災のときでありまして、県会議員の選挙が非常に変則的に行われたときであったわけであります。県会議員の選挙が終わりました後、2人の、川西地区の2人の方がおみえになりまして、私に町長になってほしいということでありました。私は当時衆議院の候補者でありましたから、私自身が町長になろうということもなければ、党的にもそういうふうなことは毛頭無かったわけでありまして、町内の皆さんが非常に熱心に町長になれというふうに言ってこられたわけでありまして、そのときに宿題をいただいたのが三つあるわけです。

そのときの宿題は1人の町長でしっかりとやれと、はたからがやがや言われる雑音に耳を傾けて町政をするような町政では、これは福崎町の町政が先が思いやられると、こういうことでありましたので、そういうことが一つの宿題でありました。

二つは、もちむぎ食品センターの会計がはっきりとその方々も不正というふうにはおっしゃらなかったんですけれども、どうも会計がおかしいように思うので、町長になればそういうことができるんでしょうということでありましたので、もちむぎ食品センターの会計をしっかりと見てほしいということでありました。

もう一つは、西治のし尿処理場をよそへ持っていけと、こういう要求であったわけでありまして、この三つが私に勧めてくださった方々の大きな声でありました。

しかし、三つ目の事柄については、町長になってみないとよくわからないということもありまして、確約はようしませんでした。

しかし、前の二つについては、しっかりと私のできる限り頑張ってみますということでした。

ということは、言われましたように、町民こそ政治の主人公ということで、そのことを中心に置いて政治をするということが一つの大きなことです。

そして、私が20年間やれたというのは、これは奇跡みたいなことであるわけでありまして、こんなに長い間させていただいたことに心から感謝を申し上げるということであるわけなんですけれども、私自身の評価では、2期目なぜ当選したのかということでもあります。1期目の当選も難しいわけでありあすが、2期目の当選も非常に難しいわけでありまして、その評価を私がするとす

れば、八反田の道だと、このように思っております。

八反田のところから、クリーンセンター、中播衛生センターから、そして西光寺のほうに抜ける道がありましたけれども、私が町長になりましたときに、約100メートルか200メートルだったと思いますが、道が繋がらない道があったんですね。私が最初にその用地交渉に行きまして、その方、大きな実権を握っておられたのはおばあさんではなかったかと思いますが、その方から快諾を受けたとき、そのときに道が繋がったということが、私の行政手腕を町民の皆さんが一定評価してくださった一つの大きなキーポイントと、私自身は勝手にそう思っているわけでありまして、それ以後、西治の処理場の用地交渉でありますとか、いろんなどころにも出ささせていただきましたけれども、八反田の経験というのは一つの大きなエポックをなしている、このように思っているわけでございます。

もう一つ挙げれば、合併をしなかったということが私の一つの大きなポイントではないかと思っております。

あのとき、合併のバスに乗りおくれれば大変なことになると、少子高齢化で何もかも飛んでしまうというふうにいわれましたけれども、合併をしたところでもなかなか少子高齢化が解決していなくて、また新たに地域創生の問題を、課題を持ち出さなければならぬというところに、今の政治の難しさがあるし、なかなか日本の経済がそんなにすんなりといっていないという方向でありますから、憲法を暮らしの中へということに頑張ったのが一つの私の思い出というふうに思っております。

志水正幸議員 20年間の中で特にその第4次と第5次の総合基本計画の策定、あるいは下水道の公共事業の話、それからもち麦の話、それに加えて下水処理場と、苦労話も添えて、今20年間の思いを語っていただきました。

ちょっと視点を変えて、逆に、その20年間の間の行政運営上で、例えば悔いの残るような、これだけはしておきたかった、そういった施策、もしありましたら、その理由も添えて簡単に説明をお願いしたいと思います。

町長 町政について悔いが残るといよりは、私は感謝をするということのほうが圧倒的に多いわけでありまして、悔いが残るといえば、今のような国の情勢になっていった、このこと自身が非常に悔いが残ります。

やはり平和憲法を持つ日本の国でなぜこんなことが起こるのかと、地方行政は一つの憲法の5原則の一つと言われておりながら、こんなことになったことが最大の悔いでありまして、福崎町における悔いはほとんどありません。

志水正幸議員 町長就任以来、今、総合基本計画の話もしていただきましたけれども、まさに第5次総合基本計画がスタートしたばかりでございます。今後の本町の、これからの10年間の将来像を想定した重要な計画であります。加えて、来年度、平成28年度は町制60周年を迎えて、全町民とともにさらなる飛躍が望まれております。この60周年事業をどのように位置づけ、これから検討委員会を設けて検討されると思っておりますけれども、町としての基本的な考え方を、町長にお尋ねしたいと思います。

町長 物事を進める場合は、やはり現状分析をきちっとすることが大事だと思うわけでありまして。現状分析がきちっとできれば、一定の処方箋というのは出てくるのではないかと、このように思っているわけでございます。

したがいまして、今福崎町の町民が置かれている現状はどうなのかという点を縦横の線で見つかりと見ていくことが大事ではないかというふうに考えているわけでありまして、これは単に行政だけに課せられた問題ではなしに、町民の

皆さん全体でこの問題をしっかりと考えていかなければいけないのではないかと、このように思っているわけでございます。

そここのところがしっかりできれば、福崎町は大丈夫ではないかというふうに思っているわけなんです。

しかし、今も国会で論議がされておりますけれども、世界の情勢でありますとか、あるいは国内の情勢でありますとか、こういった事柄に大きく左右をされますから、そういう影響力もしっかり勘案しながら、現状分析を進めていく。第5次総合計画は、ある意味ではそういう処方箋もひっくるめてつくられていると私は思っておりますので、第5次総合計画をしっかり前へ進めることが、福崎町の前途を豊かにする道ではないかなと、こんな思いであります。

志水正幸議員 次に、大変質問しがたい質問に入りますけれども、一般論として、首長の多選による弊害を懸念する選挙人の声もあります。町長自身長期にわたり町政を運営されてきました弊害があったと思っておられるかどうか、この質問が1点と、今後人口減少が加速し、全国の多くの自治体が消滅都市になると、あるいは消滅しなくてもかつて経験したことの無いような人口減少社会を迎えてまいります。本町も例外ではありません。極めて重要な自治体運営の転換期、また長年の懸案であった駅前周辺整備事業や地方創生事業など多くの課題が山積する極めて大切な時期だと考えております。

その大切な時期に、町長の任期が到来してまいります。嶋田町長の6期目町長選挙への出馬の意思については、熟慮に熟慮を重ねておられると思っておりますけれども、現在どのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。その2点について、お願いいたします。

町長 まず、多選についてでありますけれども、どんな人でもいい面と悪い面を持っているわけでありますから、何事でもいい面と悪い面があるわけであります。その都度いい面は克服しつつ、弱点は克服しつつ、いいところは伸ばしていくという、そういうことが大事ではないかと思っているわけであります。

したがいまして、多選による弊害もありますが、多選によるメリットもあるということではなかろうかと、このように思っております。

例えば日本の政治をとりますと、最近是非常に総理大臣がくるくるとかわるといふ、多選でなかったと、長期政権でなかったという弊害も指摘されておりますが、同時にまた今志水議員が言われますように、多選による弊害もあるかと思っておりますが、多選による弊害があるとなれば、それを克服して、新しい波を入れていくという努力が不断に求められていくのではないかと、このように考えております。そういう努力なしには、どんなものでも前進しないというふうに思いますから、どんな組織でもそういう努力をこれからしていく必要があろうかと思っております。

特に、今日は大きな状況でありますから、私は日本の政治が余りアメリカベッタリになるような政治では困るし、大企業本位の政治になり過ぎるのも困るというふうに思っているわけで、これこそ国民こそ政治の主人公という形で、町民が非常に大切にされる政治をこそ進めていけば、きっといいようになると、このように思っております。

6期目どうかという、志水議員のお言葉どおり、熟慮をしているという期間かなと、そのように思います。

志水正幸議員 6期目に向けての選挙ということについては、町にとっても、また町民にとっても最重要課題と考えております。十分時間をかけて多くの方と相談されると思いますが、町民にとっても最大の関心事であります。福崎町の将来の行く末

を左右する最も重要な事案であります。町民にも時間をかけて判断する時間を与えていただきたいと思いますので、その点一つよろしくお願いいたします。

それでは、続いて2項目めの質問に入らせていただきます。

空き家対策特別措置法の取り組みについてであります。

全国的に治安とか防災上の問題で、空き家対策がそれぞれの自治体で今課題となっております。このような折に、この5月に空き家対策特別措置法が全面的に施行されました。倒壊のおそれなど危険な空き家の所有者に撤去あるいは修繕を勧告できるようになり、自治体の権限が法的に位置づけられました。

そこで質問いたします。昨年7月におおむね1年以上住まれていない住宅を空き家として調査された結果、福崎町内全体で284戸の空き家があることがわかりました。その後の本会議で、1戸ごとに精査中で、危険度の高い空き家の処分条例を制定する旨の答弁がありました。県下の空き家数は2年前の調査ですが、総務省の調査で、兵庫県下で14万8,000戸、13%、7戸に1戸が空き家となっているとのこととあります。

福崎町の空き家数もこれからもずっと増加していくものと予想されることから、今後の対策が非常に大切であろうかと考えております。空き家調査の精査結果と法施行後における本町の取り組み状況をお尋ねいたします。

まちづくり課長 空き家対策につきましては、所有者等がみずからの責任により適切に管理することが基本と考えております。そのため、修繕でありますとか、立木地区の伐採、その他周辺への生活環境の保全を図るため、必要な措置をとるよう指導や助言をしていきたいと考えております。

また、空き家バンク制度などにより、空き家の賃貸でありますとか売買といった有効活用を促進し、空き家の発生、また増加を抑制する施策を進めていきたいと考えております。

志水正幸議員 空き家対策のその根底は、私も今の答弁のように所有者の管理責任であることは言うまでもありません。倒壊に近い状態、治安上問題がある空き家等、このままの状態を放置することによって、極めて危険な状態にある場合にあっては、あくまで所有者責任として助言とか指導だけでは解決しない場合があります。

今回の法の施行では、自治体に改善の勧告あるいは改善命令、さらには代執行ができることになっております。それらのことを踏まえて、今後の町の考え方を再度お尋ねいたします。

まちづくり課長 今回、空き家等対策の推進に関する特別措置法ということで、今議員が言われましたような立入調査でありますとか、指導、助言、勧告、命令、代執行といった権限が市町にも与えられております。これに基づきまして、町におきましても空き家の適正管理に関する条例、そういったものを制定して、業務を進めていきたいというふうに考えております。

志水正幸議員 できるだけ早くその条例をつくっていただいて、きちっとした管理ができるようをお願いしたいと思います。

空き家のその問題を考えましたら、二つの側面があると思うんです。一つはやっぱり今も言ってますように、その倒壊とか危険とかいった治安上の問題のある非常に危険な空き家、その危険な空き家のことを今の法律では特定空き家と呼んでいます。それからもう一つの側面なんですが、空き家であっても再利用の価値のある空き家の活用問題があります。

これら二つの空き家を今後、福崎町としてどのようにしていくかということなんですけれども、今危険な状態については今後条例をつくって適正な管理をしていくと、そのような答弁をいただきましたので、残りのその利用価値のある

ような空き家、場合によっては他都市から住んでいただくと、そういう面の活用に対する取り組みについては、どのようにお考えでしょうか。

まちづくり課長 今言いましたように、これまでの議会でも上程について説明をしております。予定としましては28年3月議会に上程する予定で、今現在事務を進めておるところでございます。そのために、今言いましたように空き家に関するデータの整備や正確な情報を把握するための管理システムを構築していきたいというふうに考えております。

また、空き家の管理、除却についてでございますけれども、空き家の適正管理に関する条例の制定、また今空き家を有効利用するための空き家バンク制度、これら要綱等を定める予定で、今事務を進めているところでございます。

志水正幸議員 危険な空き家についてはできるだけ早くその条例をつくって管理すると、これもし事故があつてからでは非常に遅くなりますので、それは早くやっていただきたいのと、それから、利用価値のある空き家については、データ登録しながら、利用される方との仲渡しというんですか、そういうようなデータバンク制度も要綱でつくると、このように答弁ありましたので、それについても重ねて、できるだけ早くそのシステムを立ち上げていただきたいと思っております。

それから、ちょっと視点を変えまして、その空き家であっても住宅が建ってしまったら、更地よりも固定資産税が約6分1に軽減されるなど、税の優遇措置も空き家の放置の一因と、このように指摘をされております。

来年度からその勧告を受けても改善されない場合については、税の軽減の対象外となり、固定資産税は更地並みの税額となるようであります。本町において軽減から除外される特定の空き家はどれぐらいあるのか、把握はされているのでしょうか。

税務課長 本町における空き家の棟数は、まちづくり課により空き家調査の結果報告のとおりですが、このうち特定空き家と認められるものがどれぐらいあるかということは、現在は把握できておりません。したがって、課税状況でありますとか、滞納状況についてのご質問ではございますが、現時点ではお示しすることができません。申しわけありませんが、ご了承ください。

志水正幸議員 特定空き家も含めて全ての空き家について284戸のうち特定空き家の分析、さらにはその空き家に対する固定資産税の収納状況についても、現時点では把握されていないという答弁でございました。

空き家の所有者がわかれば、当然その収納状況、滞納状況というものも当然わかってこようかと思っておりますので、これからそういったものの調査をされる意思はあるのでしょうか。お尋ねいたします。

税務課長 まちづくり課によります特定空き家という認定ができれば、それら課税状況、滞納状況の調査も進めていきたいと思っております。

志水正幸議員 今特定空き家のみならず、利用価値の高い空き家についても、その収納状況を調査されますかという質問をさせていただいたんですが。

税務課長 必要があればさせていただきます。

志水正幸議員 いずれにいたしましても、早く特定空き家を調査していただいて、法に基づく必要な措置を講じていただいて、土地所有者に正確な課税をしていただきたいと思っております。

それから、もう1点、他市町でも利用価値のある空き家について、空き家データバンクを設けて、その古民家の空き家を改修しながら他市町の住民の移住に活用されているということが、しばしば報道等でされております。

本町でも空き家バンクについて、今要綱で管理すると、そういうシステムを立

ち上げるという答弁がありましたけれども、他市町でもその貸し手と借り手が仲介する、その中に公共団体が入ることによって、非常に安心感があるということも言われておりますので、一方では問題点もあるようですが、そのあたりをしっかりと検証していただいて、福崎町に合ったような制度を構築すべきでないかと思いますが、お尋ねいたします。

まちづくり課長 空き家バンク制度を設けまして、登録制度ということで制度を設けていきたいというふうに考えております。

また、今言われましたように、貸し手と借り手ということをマッチングするという意味でも有効な手段と考えております。ただ、実務につきましては専門家に委託をいたしまして、お願いしていく部分も多々あるかと思っております。また、他市町における問題点等も今検討中でございます。これらを踏まえながら、制度の整備をしていきたいというふうに考えております。

志水正幸議員 ここでちょっとホットなニュースを紹介させていただきます。

お隣の西播磨県民局が実施しているこの空き家の事業でございますが、西播磨県民局管内、佐用とか上月とかあのあたりだと思っておりますが、非常に多くの空き家があるということで、今言われたそのデータバンクを登録しておいて、賃貸とかあるいは買取の仲介をされています。

ここまではどこの自治体も一緒なんですけど、空き家の付加として、その田んぼとか畑つき、あるいは山林つきで募集すると、あるいは地域のイベントのとき、その開催のときに大型バスを借りて、その人気の空き家を見て回るバスツアー事業を西播磨県民局が実施されています。非常に多くの方々がそのバス事業に参加されて、たくさん空き家を見て回れるということで、非常に好評であるそうです。ぜひ本町もそういった空き家データ登録を実施されるときには、こういった事業も参考にさせていただきたいと思っております。

3点目の質問に移らせていただきます。

老朽化した公共施設の整備計画についてであります。

学校、町営住宅、文化センター、水道管、道路、橋梁など老朽化をしております。

町営住宅の整備計画は完成し、小中学校の大規模改修計画などはこれから作成することになっておりますが、相当な財源を必要とすることから、本当にできるのか危惧をしております。町の将来財政計画の中で、多くの公共施設の修繕や建てかえに要する経費は、その確保には限界があります。これらの施設整備に要する経費は、将来財源不足が生じるのではないかと、不足が生じるのではないかと、財政計画に沿った町全体の施設整備計画を立てるべきと思いますが、いかがでしょうか。

企画財政課長 これまでも答弁申し上げておりますけれども、国からの要請によりまして、平成28年度中に公共施設等総合管理計画を策定することになっておりまして、現在27年度はその準備として公共施設の資産台帳整備を行っているところでございます。

この管理計画の中で、学校施設や社会教育施設など全ての公共施設を対象に、現状及び将来の見通し、並びに財政収支の見通しを調査いたしまして、統合、更新、長寿命化等に関する基本的な考え方を示してまいります。

学校施設につきましても、28年度中に個別の計画をつくる必要性があり、現在策定を準備を進めておるところでございます。

この整備の実施につきましては、この総合管理計画に基づきまして、毎年3年ローリングで実施をしている総合計画の実施計画で整備する施設とその整備手

法、財源等を決定し、予算化をしていくことになってまいります。

志水正幸議員 28年度から公共施設等総合管理計画、いわゆる施設等の長寿命化計画を策定すると、当然財政収支の見通しを調査しながら、統合、更新、そういったものやっていくという答弁をいただきましたが、田原小学校と、それから福崎東中が築後36年を経過しています。大規模改修の対象が築後40年となれば、4年後の平成31年以降の改修になるわけですね。平成31年度以降でないと国庫の3分の1の補助とか、あるいは地方債の75%の財政支援とか、そういったものはしてもらえないのかどうか、これをまず1点お尋ねします。

今まで学校施設の大規模改修工事の計画、今平成27年度いろいろ資産台帳とかそういうようなものを準備しながら、28年度にその計画を策定すると言われてきましたけれども、私が昨年11月の議長会を通じて兵庫県あるいは地元選出の国会議員に要望した中に、老朽化による校舎の長寿命化計画を27年度中に作成し、計画的に校舎の改修を行いたい、ですから、一つ協力をお願いしたいと、そういう要望をしたことを今も覚えております。

ついては、学校施設の改修に伴う県補助の創設とか、あるいは国庫補助の増額の要望については、関係課と事前に確認をさせていただいた上で、平成27年度に大規模改修の計画をつくるというようなことをお伺いしております。そう聞いておりますので、その1年のずれについては何か変更理由があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

企画財政課長 学校施設の大規模改修につきましては、建築後15年以上経過した施設の改修工事でございます、事業費が2,000万円以上になりますと、国庫補助事業の場合は国庫3分の1補助、地方単独事業の場合は地方債の充当率が75%で、そのうち交付税算入が30%となります。

ご指摘のお話は、国の建築後40年以上の校舎に対する75%の財政支援のお話だと思いますけれども、これにつきましては、第2次ベビーブームの1970年代から80年代に建てられた校舎が一斉に今改修や改築の時期が来ていることから、今年度から校舎の長寿命化の支援が強化されるものでございます。

国庫補助2分の1と交付税算入合わせまして、約75%の財政支援がされると、非常に有利な制度となっております。

28年度までに学校施設の総合管理計画の個別計画を策定いたしまして、こういった有利な財源を活用できるものにつきましては、平成31年以降、今おっしゃいましたように田原小学校と東中学校が築後40年を迎えるのは平成31年以降になりますので、その対応をしたい、また、緊急性の高いものにつきましては、通常の大規模改修での対応になると考えております。

あともう1点、27年度中に計画を策定すると説明したとのごことでございますけれども、平成26年5月の総務文教常任委員会では、公共施設等管理計画の策定につきましては、28年度中に作成しますとお示しをしております。また、26年9月に補正予算におきまして、公共施設等管理計画の策定に必要な公共施設の公共資産の把握のために平成26年度、27年度2カ年で固定資産台帳システムの構築を行うという説明をさせていただいているところでございます。

志水正幸議員 いずれにしても、そうしますと有利な国庫補助の2分の1、あるいは地方債の75%の充当を受けようとすれば、その28年であろうと、工事そのものは31年以降になるわけですね。その点だけ確認しておきます。

企画財政課長 はい、地方財政措置が75%になる有利な地方債を使おうとしますと、40年以上の経過が必要となってまいります。

志水正幸議員 それから、第5次総合基本計画、10カ年の計画ができてるわけなんです、

その中での公共施設の投資的な経費、いろいろ計画があろうと思いますが、そういった金額についてはどれぐらいか、あるいはその財源の見通しは掴んでおられるのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

企画財政課長 10年間の投資の見込みということでございますけれども、現在のところ第1体育館の耐震化、それと文化ゾーンの駐車場の整備につきましては、緊急防災・減災事業を活用しまして、28年度中の整備をめどに考えているところでございますが、それ以外につきましては、10年間の投資的経費については把握しておりません。

志水正幸議員 総合基本計画の10年間の財政見通しの計画については把握していないということでございますが、その財政見通しのない総合基本計画、いかがなものかなと思います。計画ばかりが先行して、計画倒れにならないか、今後財政問題は今以上に厳しくなってくると思われませんが、私は厳しいからこそ、財政見通しをしっかりと立てた中での総合基本計画というものがあるべきだと思いますが、その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

企画財政課長 昨年12月に第5次総合計画を議決いただきましたときに、中期財政計画として平成26年度から10年間の財政見通しをお示ししております。その時点から既に消費税の先送りでありますとか、普通交付税の別枠加算の廃止の検討が進められており、また地方創生も大きく進捗しているところでございます。

公共施設等の管理計画につきましては、国からの指針でも、この計画策定に当たりまして財政収支の見通しを調査することになっておりますので、第5次総合計画との整合や成果目標の検証結果なども考慮いたしながら、財政見通しを見据えつつ、公共施設等総合管理計画の策定を進めてまいりたいと、このように考えております。

志水正幸議員 その財政見通しというものは、先ほど、最初の答弁では立てておりませんが、把握しておりませんということだったんですが、やはりその今言われたように、中長期の財政計画つくったとしても、景気によって税収がふえたり下がったり、あるいは国の施策によって地方はかなり影響も受けますから、その片方で財政計画、片方で総合計画があるとすれば、それぞれ必要な状況を見ながら、やっぱり見直しはしていくべきだと思うんですね。

ですから、金がないのにいろんな事業をやるといったって、言いつ放しになってしまうおそれがありますから、そのあたりをきちっとこう調整をとっていただいて、それぞれの計画も今後とも見直しをしていただきたいと思います。

今後その人口減少がどんどん進んでまいりますし、あるいは高齢化社会も一段と進みますし、さらに財源不足のスピードはこれは加速していくものだと思います。場合によっては、そのいろんな公共施設、利用頻度を踏まえながら、施設機能の集約とか廃止も含めた、施設そのもののあり方についても、やはり見直しすべき時点が来ようかと思うんですが、その点についてのお考えをお尋ねいたします。

企画財政課長 国が目指しております今回の公共施設等総合管理計画の目的の一つに、合併した市町村の施設の集約化や転用、廃止がございます。これによって経費を節減していく目標でございますが、当町におきましては、今後大幅に人口が減少したり、少子化が進むなどの状況になれば別でございますが、現段階においては基本的に今ある施設をできるだけ安全に快適に使っていただくために長寿命化を図っていく計画でございます。

志水正幸議員 合併市町村であろうとなかろうとも、必要性についてはその町民の需要というものも変わってまいりますし、それに基づいて行政供給サービスのあり方も当

然変わってまいりますから、必要に応じてはその合併市町村といわず、やはり点検する必要があるかと思っておりますので、必要があれば、またしていただきたいと思っております。

次の項目に移ります。第4項目めは障害者差別禁止法及び障害者優先調達推進法の取り組みについてであります。

障害者差別禁止法が来年4月に施行されます。この法律は障害を理由にサービスを断ると、そういったことを禁止するもので、また車いす利用者の移動の手助けをしたり、あるいは聴覚障害者への筆談での対応などを民間事業者は努力義務でありますけれども、公的機関は法律によって義務づけがなされました。町として具体的にこの法施行に向けて、どのようなお考えなのか、どのように現在準備されているのか、お尋ねしたいと思います。

健康福祉課長 車いすの例など既に対応しているケースもあると考えますが、個別のケースで客観的に見て障害者の権利、利益及び当町の事務事業の目的や内容等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的に判断し、対応するべきであると考えております。

また、法律の趣旨にもありますように、障害の有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指すという考えのもと、今後も機会を通じて障害に対する正しい知識や意識啓発に努めてまいります。

志水正幸議員 今の答弁を聞かせていただきますと、その個別のケースを客観的に見て、総合的に判断して対応すると、あるいはその人格と個性を尊重するといったそういうことは当然のことだと思っております。

質問の趣旨なんですけど、来年4月に新たに障害者の差別禁止法が施行されますから、その新たな法施行に対する町の取り組みの考え方をお尋ねしておりますので、改めて答弁をお願いいたします。

健康福祉課長 地方公共団体には努力義務であります。国から資料や情報が提供されれば、町として円滑な対応を行うため、窓口の明確化でありますとか、対応職員の業務の明確化、それから専門性の向上、研修の実施などを定めた対応要領の策定を法施行に向けて検討をいたします。

志水正幸議員 今、地方公共団体は努力義務と言われましたけど、私は努力義務は民間事業者であって、地方公共団体は法律によって義務づけがされていると思うんですが、その点もう一度確認いたします。

健康福祉課長 先ほど申し上げましたのは対応要領、こちらの策定は地方公共団体には努力義務であるということで規定に上がっております。

志水正幸議員 来年の法施行に向けて町として新たにとるべきものはないんですか。民間事業者だけがその対応マニュアルか何か、努力義務で言われてるんですが、町としてのその障害者福祉サービスにおける今までのサービスと違う新たな法律の施行に向けての、新たにできるんです、法律が。どのように対応されるのかと確認してるんですけど。

健康福祉課長 先ほど申し上げましたとおり、既に対応させていただいているケース等もございます。やはり個別のケースによって判断をさせていただくことになると思っておりますので、法施行に向けましては、その対応を円滑に進めるための要領、これの策定を進めさせていただきたいと考えます。

志水正幸議員 法施行というのは、法律ができたばかりまだ国から具体的なそういった指導、そういうようなものがきちっとできてないかもわかりませんので、そういった国から今後指導があれば、その内容も十分把握していただいて、必要な対応をし

ていただきたいと思ひます。

それから、その二つ目の障害者の問題ですが、障害者優先調達推進法、これは国とか地方公共団体は物品の調達に当たっては優先的にその障害者就労施設から物品とかサービスの調達をすることが定められております。また、毎年度その施設に発注する商品あるいはその数、それも定めることになっておりますし、また年度の終了後にはその実績を公表することにもなっております。障害者が働く施設から優先的にその商品を購入すれば、障害者雇用の拡大にもつながりますし、まずは本町の調達方針というものは定められているのかどうか、どういった商品をどれぐらいの数購入されているのか、お尋ねしたいと思ひます。

健康福祉課長 平成25年度から毎年方針を定めさせていただいております。現在取り扱っているといひますか、その事業でございますが、主に役務の提供ということで、清掃業務が中心となってございます。27年度におきましては、役場周辺の花の植えかえ業務など、4事業で合計47万円ということで、目標にしております。

志水正幸議員 平成25年度から毎年方針を定めているということで、具体的にはその商品といひますのは労務の提供、花壇の清掃、そういったものに47万でしたか、予算措置がされているということなんですが、毎年度その方針を定めておられるのであれば、27年度の方針の中身を説明してください。

健康福祉課長 27年度の福崎町障害者優先調達方針につきましては、策定の趣旨としまして、国等による障害者就労施設等から物品の調達の推進等に関する法律第9条第1項の規定に基づき、福崎町における今年度の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関し、必要な事項を定めると趣旨を規定しております。

それから、調達物品等の目標ということで、先ほど申し上げました庁舎周辺花の植えかえ業務、これが7万2,000円、それから、駅前公衆トイレ清掃業務ということで36万5,000円、それから、駅前駐車場周辺清掃業務ということで2万円、それから、八千種の慰霊塔周辺の清掃業務ということで1万3,000円の合計47万円を定めております。

それから、こちらにつきまして実績の公表ということで、ホームページのほうに掲載をする旨の規定を設けております。

それから、この担当部署につきましては、健康福祉課とするということで定めております。

志水正幸議員 今年度の方針はよく理解できましたが、47万円の事業費で役場周辺の花の植えかえ、そういった業務等であると、その方針の中に今商品のことも言われましたけど、実績としては商品の売買、調達はないというわけですので、障害者の就労支援施設については障害者、身体障害者とか知的障害者の方々がその技能の修得が非常に困難な方に就労の場の提供とか、あるいは技能の修得の手助けをする施設でございますので、そういった労務の提供のみならず、できれば商品の調達についても、その方針の中に定めておられるのであれば、できるだけその数を今後ふやしていただきたい、お願いしておきたいと思ひます。

それから、第5の質問なんですが、福祉業務にタブレット端末の導入についてであります。役場の窓口業務として聴覚障害者への対応として、紙等への筆談によって対応されていると思ひますが、この窓口業務の対応について、タブレット端末を利用すればもっとサービスの向上につながると思ひますが、その点いかがでしょうか。

健康福祉課長 現在、窓口対応では筆談方式に加えまして、聴覚障害者用の補聴器を補助する磁気誘導ループという放送設備を昨年から導入いたしております。

また、該当者が病院や学校等の公的機関を利用される際には、コミュニケーションの方法として手話通訳者を派遣する事業も行っております。

ご質問いただいておりますテレビ電話機能を有する遠隔手話通話サービスのことでないかと思うんですが、こちらにつきましては、平成25年度から鳥取県、大阪市城東区で提供が始まりました。ただ、手話通訳者を委託するなど費用がかさむこと、あるいは年間の利用件数が10件にも満たないことなど、余り浸透していないのが現状です。

また、県内でも今のところ実施されている自治体はございません。当町におきましては、引き続き提供しているサービスの周知を図りたいと考えます。

遠隔手話通訳サービスについては、費用対効果を考慮しながら、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

志水正幸議員 今、年間の利用者が10件と言われたのは、その実施されている鳥取県とか大阪の城東区のケース、それとも福崎町ですか。

健康福祉課長 大阪市城東区の件でございます。

志水正幸議員 また、佐賀市の例でございますが、民生児童委員の業務に全国初のタブレット端末を利用した取り組みが紹介されております。ICTの導入による行政サービスの向上にもつながるといえる考えのようですが、例えばその独居老人等の訪問活動にも生かせると思いますが、本町の導入の考え方をお尋ねしたいと思います。

健康福祉課長 佐賀市では平成26年2月から平成27年3月まで実証研究ということで1地区22名の民生委員が取り込まれております。タブレット端末の導入につきましては、端末本体の購入や通信サービス料金が高額となるため、その財源の確保が困難であると考えます。また、紛失、盗難、情報の流出等が懸念をされます。県内での導入はまだありませんが、ICT化は時代の潮流でもあると考えますので、他市町の導入状況や費用等、また、民生委員の意見も確認をしながら、情報収集は継続をしてまいりたいと考えております。

志水正幸議員 テレビ電話を活用した遠隔手話通訳サービスを導入しようとするれば、相当な費用を必要とし、その利用者は今鳥取とか大阪では10人程度と、そういうことになれば非常にこの費用対効果の問題で導入は困難かもしれませんけれども、私が今提案したいのは、窓口タブレット端末を設置して、難聴者がその障害者サービスなどの福祉業務、パンフレットに記載してあるような内容をタブレットに入力しておいて、それで担当者がそのタブレットを見ながら聴覚障害者の方に説明すると、そういう比較的簡単な業務から導入すればと考えております。

よく、窓口利用者、非常に少ない、よその例で10人程度と言われるんですが、そんなに多くないかもわかりませんが、仮に少なくとも、いつも嶋田町長は福祉に力を入れておられるということで、そういう評価もありますので、非常に回答としては残念に思います。

また、佐賀市の民生委員のタブレットの活用は、企業と共同の実証研究、研究段階でありますから、費用的にはそんな高いものではないと思います。

最後のほうに言われてましたタブレットの紛失とか、タブレットをカウンターに置いておけば、紛失とかあるいは盗難とか情報の流出が心配とのことですが、先進都市は議員がタブレットをこの本会議の議場の中へ持ち込んで、各種の資料の配付も廃止して、議会活動をしているところもあります。そういったところで予算書とか決算書の紙ではなくて、もうタブレットのみの情報提供をされております。

これからICTの時代なんです。そんな消極的な姿勢であれば、これからの人口減社会における社会情勢が刻々と変化していく中で、福崎町政も大きくこれからも変わっていくべきだと思うんですね。これからその取り組むべき地方創生に対する行政課題には対応は難しいんじゃないかと思います。副町長、ちょっと目が合いましたので、副町長どうですか、その考え。

副町長 議員が言われるとおりでありまして、福崎町が電算コード利用といったような形で昭和61年度から取り組みをさせていただきました。

そのときにワンストップサービスといったような事柄で、当時の住民課における窓口、ここでそれぞれの対応をしましょうということで、一番最初、電算化のシステムではなしに職員がそのカウンターの中で入れかわりをして、来客者等についてはその場所においていろいろな形で対応させていただきました。それら等に合わせた形でシステム構築をさせていただいた事がございました。

今健康福祉課長が申しあげましたように、いろいろな形の中での導入方法はあるかと思えます。それらは研究しなければならないわけでありましてけれども、今志水議員が言われておる方法論、もしくはタブレットを使った形の中でも、ご相談者がそれらの機器を持ち込みして対応するといったような事もあるかと思えます。それらの貸し出しでありますとか、購入するときの費用の助成でありますとか、いろいろな考え方が出てまいります。そういったような面も含めまして、担当課長が申しあげましたように研究をさせていただきたいというように思えます。

志水正幸議員 ぜひ現状の事務処理に満足することなく、いろいろな角度から研究していただきたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長 志水正幸議員の一般質問が終わりました。

しばらく休憩をいたします。

10時45分再開でお願いをいたします。

◇

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

◇

議長 会議を再開をいたします。

次、2番目の通告者は牛尾雅一議員であります。

質問の項目は

1. 地方創生について（人口減少問題）
2. 交通安全について
3. 認知症対策について
4. 県民交流ひろばについて
5. マイナンバー制度について

以上、牛尾雅一議員。

牛尾雅一議員 議席番号3番、牛尾雅一でございます。議長の許可をいただきまして、ただいまより一般質問をさせていただきます。

東京一極集中の是正が地方創生の基本目的ということでございまして、全国挙げて地方創生に取り組んでおられます。

そこで、福崎町における地方創生に関して、特に人口減少問題について、質問をさせていただきます。

全国的な少子高齢化の中で、我が国の人口は減少傾向にあります。日本創成会

議の人口減少問題検討文化会が約1年前に示されました2040年における人口減少社会において、消滅可能性都市を公表されました。それによりますと、2040年に20歳から39歳の若年女性が2010年に比べ50%以上減少する市町村でその可能性があるとのこととございます。

我が福崎町はマイナス51.3%で、わずかですがマイナス50%をオーバーしておりまして、消滅可能性都市の中に入っております。しかし、そのことは人口減少に対して何らの対策を講じない場合にそうなる可能性があるということとございますので、行政、住民が一体となり議論をし、知恵を絞って前向きに取り組めば将来は変えられると私は思います。

そこでお尋ねいたしますが、町内における若年女性の減少対策並びに若い世帯の就労、結婚、子育ての希望に応える施策について、どのように考えておられるのか、答弁をお願いいたします。

企画財政課長 国では国の総合戦略の中で、仕事、人の好循環を図りまして、若年雇用を創出すると言っております。これから福崎町でも策定を進めてまいります地方版の総合戦略におきましても、人口対策といたしまして、若年層の定住は最重要課題でございます。雇用を確保し、若い世代の結婚、出産、子育ての希望がかなうための施策をこれから検討いたしまして、この計画の中に組み込んでいかなければならないと考えております。

また、福崎町のみならず、播磨圏域連携中枢都市圏の圏域全体で雇用や高度医療、そして都市機能を確保いたしまして、地域の魅力を高め、若者が地方にとどまれるような施策に取り組んでいくことが重要と考えております。

牛尾雅一議員 ただいま答弁いただきましたが、建前論というんですか、総括的な答弁でございますので、私が考えるところによります、私が考える個別のことに対して、私の考えで言わせていただきたいと思います。

若年女性、20歳から39歳までの方ですけれども、独身の方もたくさんおられますが、よく耳にすることですけれども、町内の大きな自治会におきましては、バスを横づけ、その自治会にいたしましたら、ほぼ満員になるぐらいじゃないかという独身の男性がおられるということもよく耳にします。ですのでその町内外の女性との出会いの場というか、何らかのサポートがあれば、またその他市町から町内の男性とそういうふうには結婚していただけるというようなことも考えられるんですけれども、そのサポートについて、お尋ねしたいと思います。

企画財政課長 ご質問の趣旨で申しますと、婚活事業等になろうかと思っております。今年度福崎町のほうで婚活事業を実施しておるところでございます。1回目は5月30日に行っております。あと年内に2回程度予定をしておるところでございますけれども、ご質問の趣旨のように町内の男性に対して、女性に参加していただくというようなことはなかなか難しいわけでありまして、実際には別に町内町外限定せずにやっているところがございます。そういった中で1回目では18人、18人、それぞれ男女参加していただいて、5組がカップルとして成立をしたというところがございますので、今後の推移は見守らなければならないわけですが、そういった面での取り組みは今後も継続をしていきたいというふう考えております。

牛尾雅一議員 今答弁で5組ということですので、非常に確率が高いというふうに思いますので、その参加の人数がもう少しふえればますます喜ばしいこととしますので、PRとかそういうふうなことをまた考えていただいて、より多くの方が参加していただけたらというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

その婚活のことをよくテレビでも放映してるんですけども、多くの男性と女性とこう並ばれて、自己紹介をされているところがよくうつっております。その自己紹介をされるときに、やっぱり男性といたしましては、どういう企業に就職して仕事をやっているとか、年収が幾らとか、そういうようなことを女性のほうも非常に关心というんですか、それを主に判断されているようなことも見受けるんですね。ですので、その町内において今以上に働く場所の確保ということが、まだその今正職員、正社員として町内で独身男性でそういうふうに正社員として働かれていない人のためにも、また新たに働く場所の確保が必要というふうに思います。

前回も福崎町は工業団地が、非常に優秀な企業もたくさんあるんですが、もう完売と、事業をいったん中止されているところもあるんですが、工業団地のその拡張というのは福崎町にとっては好立地を生かして地方創生、福崎町が今からますます伸びていくには、その企業団地、企業団地の拡張というのが非常に大事ではないかというふうに思っております。前は私の東部工業団地がちょうど区画がいっぱいになっておりまして、あそこは農振区域のところですけども、そういうふうなちょうどいい道路、全てに条件が整っているというふうに考えて、提案もさせていただきましたが、非常に難しいということでございますが、工業団地を新たに設けるとするのは、地方創生福崎町にとっては大事ではないかと思うんですが、その辺の答弁をお願いいたします。

技 監 工業団地の拡張につきましては、やはり都市計画法とか、それから先ほどおっしゃった農地の保全に関するような法律等がいろいろ支障になりますけれども、総合計画の中でも工業団地の拡張については少したっておりますので、機会があれば国、県にもいろいろ協議をしながら、拡張については今後も検討を続けていきたいと考えております。

牛尾雅一議員 ぜひその雇用と、また人口増にも非常に大事なことと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

福崎町に住んでいただく、また、移住ということもしていただくためにも、やはりその働いて収入があるということが一番大事なことです。よろしくお願ひしたいと思います。

そしてその収入がありましたら、次に大事なのは住むところというんですか、と思います。今日では広い家でもなかなか2世帯並びに3世帯で暮らすというふうなことになるらずに、若い方は結婚されたら親の近くとか、別に家を建てて暮らされるというふうな風潮となっておりますので、親の所有の土地または同じ自治会の方の所有地を売っていただくというときは農地も含みますが、簡単な手続でその若い世帯の家が建てられる、また、他市町の男性が町内の企業等で働いておられて、移住とか町内の企業で働いておられますので、通勤のことも考えて福崎町で家を建てたいと考えられたときに、金銭的に余り余裕のない方のためには、安価な土地の提供が大事ではないのかというふうに思っております。

安価な土地となりますと、町の中心部より離れた地域ということでございます。そういうところはほとんどが市街化調整区域というふうに思います。農業を守るという大前提がございますが、山際でシカとかイノシシの被害等で農業がうまくできない農地とか、大型の農業機械で農業がしにくいような農地でありまして、なおかつ住宅地になり得るようなところは、今現在シカやイノシシに対する網はたくさんしていただいているんですが、その網は残していただいても、人に対する規制の網を外していただけないものかというふうに考えておるんで

す。私、そういう農業政策で非常に困難なことというか、よくわかっておるんです。しかし、このたび国が地方が疲弊するのを防ぐ、地方創生、地方でそういうことを考えて、国に無理とかいうんですか、言ってくれば、国も考えて、地方がよくなるのであればそういうことを採択して、今までにないようなことも認めようというふうな姿勢で国はおられますので、福崎町を考えたときに、東京一極が国のことですし、福崎町では役場周辺が仮に言えば東京としますと、市街化調整区域や八千種地域なり、周辺の一番端の地域は地方というふうに考えた場合に、やはり福崎町としてもその八千種とかそういう地方のほうで創生になるようには、家が今農地で、親の農地でも息子でもなかなか建てにくいとか、それで親の土地、田んぼがあっても、特区というふうに認めていただいても、実際うまく該当する人がそのその土地を持っているということにもなりませんので、そういうふうな幅を広げた施策というんですか、それを町がしていただくということが、市街化調整区域では今人口が減って、子どもが非常に減ってきて、このたびのその球技大会でももう3部落が連合しないと一つのチームができないような状態になっておりますので、そういう減少の自治会に日が当たるようなことを考えてほしいと思うんですが、その点について答弁をお願いしたいと思います。

まちづくり課長 ご質問の趣旨といたしましては、市街化調整区域における規制緩和といったものかというふうに思っております。これにつきましては、先ほど技監も言いましたように都市計画法でありますとか、農地法の規制があるところでございます。また、当町におきましては市街化区域というところもございまして、そのような調整等、非常に困難、厳しいというふうには思っております。

牛尾雅一議員 今まででしたらそうですが、国が何か方向転換をされて、困っているところには温かい手を差し伸べると、無理も聞こうじゃないかというふうなことを石破大臣がそういう発言されたということも聞いております。それは無理にもいろいろあるんですが。

それで、そういうこともありますので、考えていただきたいというふうに思っております。

それで、人口減少ということで、先月厚生労働省が発表されました2014年の年間出生数は約100万3,500人ということでございまして、過去最少を更新し、また1人の女性が生涯に出産される合計特殊出生率も1.42となり、9年ぶりに低下に転じたとのことでございます。

団塊ジュニア世代が出産期を外れ始めて20代、30代の女性は急激に急速に減って、極めて厳しい状況にあります。

2番目以降の出産をためらう第2子の壁というのをよく新聞紙上で見ます。その原因として、経済的理由が一番に挙がっております。このようなこともあり、3月議会で第2子の保育料の無料化を求めたところ、町長より今は無理だが、考えるときが来るかもしれないとの前向きで実現を私たちが感じさせていただくような答弁をいただきました。

福崎町が他市町に先駆けて中学3年生までの医療費の無料化に取り組まれたことで、多くの近隣に市町でもそのようになりました。

今度は第2子の保育料の無料化の番だと思いますが、この前町長が答弁いただきました考えるときが来るかもしれないを、来年度かとか、できる限り早い時期という答弁はいただけないのか、お伺いしたいと思います。

これ前に町長から第2子の無料化について考える時期が来るかもしれないという答弁をいただきました。それで、前向きでいい答弁ということで、私もすご

くうれしかったんですが、さらに突っ込んで、来年度なりとか、早い時期というふうなお考えはないのか、お伺いしたいと思います。

副 町 長 平成28年度までは地方財政計画に基づく一般財源を確保しましょうというのが今の政府の考え方であります。しかし、それ以降についての分野が示されておられません。今議員が言われましたように、厳しい経済状況の中、また国の債務が1,000兆円を超えておるといった状況の中において、国の施策がどのように展開されるか、これらを見きわめなければ、なかなか踏み込むわけにはいきません。

29年度以降の地方一般財源が確保される。地方一般財源の確保というのは、景気にもよるわけでありますけれども、一番手はやはり地方交付税の確保といったような事柄が1点挙げられてまいります。それらが確保されて初めてそういったような事柄に臨めるのかどうかといったような観点になろうかと思えます。

今現在における分野につきましては、経常経費を含めた形の中で、それらを充ちながら、あと残った財源をそれぞれに投資をしていくといったような事柄で、今予算組みをさせていただいているところでありまして、恒久的な財源を必要とするものについては、それらの財源を見きわめなければ、なかなか踏み込むわけにはまいりません。

議 長 質問議員に申し上げます。

通告内容から余り離れての質疑はお受けいたしません。よろしく申し上げます。

牛尾雅一議員 失礼しました。

それでは、人口減少に対する町の長期的な戦略について、お伺いしたいと思います。

企画財政課長 福崎町におきましても、第5次総合計画では10年後も現在の1万9,500人を維持する目標を立てまして、取り組みを進めているところでございます。

今年度策定をいたします町の総合戦略では、総合計画の基本計画の施策のうち、人口施策や地方創生に結びつく施策を主に掲げていくこととなります。

また若干抽象的な答弁になりますけれども、これまで福崎町が人口維持をしてきました要因の一つと考えられます福祉の充実や子育てのしやすい町、そして先ほど出ておりました工業団地、また交通の要衝である立地条件や商業施設などの利便性の高さなど、町の強みや魅力を高めていく施策が必要と考えております。

具体的な中身の検討はこれからになりますが、既に先行しております施策でいいますと、不妊治療の助成でありますとか、先ほどの婚活事業、空き家施策、特別指定区域の見直しなど、こういった施策を複合的に組み合わせ、中長期的な視点に立ちまして、人口施策を進めていくこととなります。

牛尾雅一議員 人口減少に突入してしまっておりますし、それを少しでも回避するいろんな手だてを講じていただきまして、福崎町が今の人口を維持できる、減っても少しで済むというふうに努めていただきたいと思います。

それでは、2点目の交通安全についてでございます。

6月1日より自転車運転に関する道路交通法が一部改正施行されましたので、自転車運転に関して質問をいたします。

自転車は幼児期においては保護者とともに遊び道具として使われて、またその後成長に従って通学や通勤、買い物など多目的に利用され、さらには高齢者も利用できる手軽な手段として幅広く使われております。

一方、県下の交通事故件数は年々減少傾向にあるものの、歩行者と自転車の事

故についてはここ10年間で1.9倍に増加しております。

そのこともあり、自転車に対して安全な利用の対策が今日大きな社会問題となっております。

そこでお聞きいたしますけれども、町内での自転車に関係する事故件数はどれぐらいで、また重大なものはないのかについて、お尋ねいたします。

住民生活課長 平成26年の1年間で福崎町内での自転車に関係する交通事故件数は27件でありました。その中で重傷に至った事故は2件ということで聞いております。

牛尾雅一議員 思ったより少なかったのですが、重大なものが2件というのはどれぐらいのけがなんでしょうか。

住民生活課長 これは自動車と自転車の事故ということで、高齢者の方が転倒されて、その際に頭を打たれたというような事故でございます。

牛尾雅一議員 それではその事故防止のためには、対策をとっていただいておりますが、どのように対策されているのか、お尋ねいたします。

住民生活課長 事故防止ということでございますが、交通安全モデル地区ですとか、交通事故防止の強化運動などを自治会で行っていただいております。

また同じく老人会、それからミニデイなどにおきましても、交通安全教室を行っております。その中で自転車の運転教室でありますとか、啓発ビデオなどを見ていただいて、啓発を行っております。

それから、街頭啓発におきましては、反射材などの配布なども行っております。そういったことで啓発を行っております。

それから、中学校におきましては、中学校まで出向きまして、自転車の点検整備ということで、年1回行っております。そういったことで啓発、防止ということで行っております。

牛尾雅一議員 いろいろ行ってもらってるんですけれども、公民館とかでしていただいたときに、どのような講習でも一緒なんですけど、参加されない方がけがにあわれる、されないのが悪いんですけど、そういう参加されない方に対する何か対策をとられておるんでしょうか。

住民生活課長 できるだけ参加していただくようにということで、自治会のほうでもPRというんですか、そういう教室に来ていただけるようにということでしていただきたいというふうにはお願いもしておりますし、それから老人会等、高齢者の方が事故にあわれる確率が高いということで、そういったほうでもPRをしているところではございます。

牛尾雅一議員 事故を減らすためにいろんなことを考えてしていただきたいというふうに思っています。

その自転車事故ですけれども、神戸の小学校5年生がおばあさんと事故ということで、多額な損害賠償の事例が9,500万円ですか、出たこともありました。今万が一に備えて自転車保険の加入というのが非常にその社会的に大きくクローズアップされておりますけれども、本町の中学生、特に自転車通学をされている、学校として自転車通学を認めておられますので、中学生だけのことに特化するのですが、中学校でのその自転車保険の加入はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

学校教育課長 学校ではそれぞれこういう事例も示しながら、自転車保険への加入を生徒及び保護者に周知をしておりますところではございますけれども、現在のところ個別の加入率については把握しておりません。

牛尾雅一議員 家庭のほうに、家庭に持ってかえって、そういう資料とか渡して入るようなことを言っていただいておりますけれども、県が義務化というふうなこ

とを決められておりますので、中学生が家に帰って、自動車についてる予備の保険とかいろいろあるんですけども、最終的にその保険に入っているという確認までが要るんじゃないかと、それで入ってないということになると、再度親、父兄の方にこうこうという説明も要ると思うんですが、そのあたりのことはどういうふうにお考えでしょうか。

学校教育課長 中学校では、それぞれその加入状況の調査ということも予定しておるところもございますので、今議員が言われましたように、自転車保険だけではなくて、自動車の特約で入られている方もたくさんおられると思います。その保険を使って事故の賠償を行ったということも聞いておりますので、その調査をゆくゆくしていくこととなります。

牛尾雅一議員 調査していただいて、何らかのその保険に入っていない生徒に対しては、県が1,000円の掛金で5,000万円の保障の自転車保険を今年度ですか、提案していただいておりますので、ぜひその安心という意味で、万一に備える何かに入ってもらおうということに極力努めていただきたいと思います。

今現在親の自動車保険に入っている方、生徒も、家庭もあるんですけども、全国的に調べてみましたら、町が中学生全員の保険を一括して、一括して入りますと、そういう掛金も安いとかそういうメリットもあるんかもわかりませんが、町でそういうふうに行われているところもあります。埼玉県の杉戸町というところが、自転車通学を認めている全中学生約1,200人の分の自転車保険を町が一括ということもあります。

今年度とか来年度とかじゃないんですけど、将来的に福崎町もそういうふうに町が一括して掛ければ、掛金が個別にするよりも安いとか、そういうような特典がもしあるかもわかりませんので、そういうふうなことにはならないのかと思います。その点について、答弁をお願いいたします。

学校教育課長 全国的にそういうところも聞いておるところでございますので、事例を研究しながら、今後の課題とさせていただきます。

牛尾雅一議員 お隣の市川町でもそういうふうなうわさを聞きましたので、福崎町は他市町に先駆けているんな町長の福祉政策というんですか、子育てしやすいいろんな取り組みを今までしていただいておりますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

それと、6月1日よりその改正道路交通法の一部が施行されたことがあって、自転車運転、14歳以上が対象なんですけれども、14項目の違反を3年以内に2回繰り返すと、講習が義務づけられて、それに伴う講習料なり受講命令違反者には罰金制度ということが報じられております。

14歳となりますと、中学2年生から対象になるんじゃないかと思うんですが、中学生に対する、一般の方も含めてなんですけれども、周知とか指導はどのようにされているのか、お尋ねいたします。

住民生活課長 自転車運転者に係る改正道路交通法につきましての周知でございますが、先ほども申し上げましたような自治会で実施しております交通安全教室ですとか、あと小学校、中学校それぞれで交通安全教室を年1回開催しております。

そういった中で自転車の交通ルールの周知並びに指導を行いまして、警察の方も来ていただいておりますので、こういう部分についても啓発しております。

また、街頭啓発時におきましても、そういったことの啓発についても、一般の方にもしているところではございます。

学校教育課長 中学生につきましては、この道交法改正のパンフレット等もございまして、学校を通じまして、生徒への周知、それから保護者への案内等もしているところ

るでございます。

牛尾雅一議員 中学生は収入がありませんので、講習料が5,700円とかいうようなことを新聞紙上で見ました。生徒は払えませんので、講習受けるとか違反するというのじゃなしに、マナーの向上ということが第一でございます。平生のその自転車運転に対するマナーを向上してもらうということが、けがを防ぐいろんな意味で一番大事ですので、その点の講習というんですか、マナーに対する意識づけもまたよろしくお願ひしたいと思っております。

こういうふうにテレビとか新聞でいろいろ報道されておりますので、一般の方もその自転車のこのたびの改正道路交通法の一部施行もよくご存じと思うんですけども、きちっと内容を把握されている方というのは非常に少ないというふうに、自転車の安全利用促進委員会が一般の主婦にアンケートをとっているんですが、6割の主婦が自転車について改正道路交通法のことには知っておられるんですが、きちんと理解できておられる方はたったの1%であったというふうな、調査結果も公表をしておられます。

そのようなことから、今課長に答弁いただきましたが、啓発というんですか、それを一般の方も含めてよくしていただいて、自転車運転のマナーの改善ができればと思います。

それと同時に、自転車も今狭いところ、歩道を通ってはいけませんとかということになってるんですが、車道を通ろうと思ってもぎりぎりを通れないと、やむを得ず歩道を通らなければならないとか、そういうようなこともありますので、施設の改善もまたそれと、マナーの改善と相まって大事なことでございますので、施設改善については、できるところから整備をお願ひしたいというふうに思います。

お願ひをいたしまして、それでは次の質問の認知症対策ということで、質問をさせていただきます。

2004年12月に痴呆の呼び名が認知症に変わり、多くの人々に認知症が正しく理解され、また、認知症の方が安心して暮らせるまちづくりがされております。

厚生労働省は認知症地域支援施策推進事業をただいま展開されておられます。

団塊の世代が75歳以上になる2025年には、超高齢社会を迎え、認知症高齢者は4人に1人になるといわれております。福崎町においても、さまざまな取り組みを実施されておりますけれども、早期発見、重症化予防、地域の見守りなどが重要と考えております。

現在の本町での取り組みについてお尋ねいたしますが、年齢に関係なく誰もが発症します病気でございます認知症患者の患者数の把握について、お願ひいたします。

健康福祉課長 認知症と診断されている方の把握につきましては、介護保険認定者のうち軽度な方も含めまして465人と、それから窓口相談等によります。ただ、受診されていない方もおられますので、確実な人数の把握は困難となっております。

牛尾雅一議員 今465人ということで、非常に多くの方、そして実際まだそういうふうな受診というか、そういうふうに届けてない方もおられますと、もっともっと実際はたくさん的人数ではないかというふうにも思います。

なられている方は重症化を防ぐということで対処、ならないことが一番のことでございますので、予防に対する取り組みがますます大切というふうに思いますけれども、今日町が行っておられます予防に対する取り組み状況をお願ひいたします。

健康福祉課長 認知症につきましては病気でございます。こちらは完全な予防法がございません。ただし、生活習慣の改善やほかの方とのコミュニケーションが脳を活性化させ、予防につながると言われております。

現在、公文学習療法の脳の健康教室、はつらつ大学脳学部を実施しておりますが、ふくろう体操を初め、介護予防事業全てが認知症予防であると認識をしております。本人の性格などに適していると思われる事業にそれぞれ参加をしていただいているところでございます。

今年度は新たに認知症カフェを月2回開催をしております。6月1日に開催をいたしました第1回目には、本人及び介護者7組、それから18日には3組の参加者がございました。

牛尾雅一議員 今いろんな取り組みを説明していただきました。どれも効果のある取り組みと、いい取り組みと思います。ぜひ続けていただきたいと思います。

私なりにこの質問をさせていただくに当たり、他市町での予防の取り組みを調べておりましたら、平成14年に人口約8万4,000人の北名古屋市と、その1年後に岐阜県の人口約5万3,000人の恵那市が、昔の体験や出来事を話すことにより、気持ちが前向きになり活動がふえ、認知機能が活性化されるという報告があります。回想法というんですか、昔のいい、元気なときのことを思い出すというのは非常にいいという回想法を取り入れて、効果を上げられているということネットのほうで見ました。福崎町としても、ぜひ研究をしてほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

健康福祉課長 手法の一つとして取り入れております。毎回ではございませんが、手法として教室等で利用はさせていただいております。

牛尾雅一議員 他市町で効果が上がっているというふうなものをどれもこれもとはいきませんけれども、そういうふうに1年交代とかそういう半年交代とかいうことで取り入れていただいて、より予防に効果が上がることを期待しております。

予防が一番大事なんですけれども、もしも発症、なられた場合に、早期発見をして進行をおくらすということも続けて大事なことなので、早期発見の取り組みについて、お尋ねいたします。

健康福祉課長 昨年は巡回教室で物忘れ健診の項目に県が作成しましたチェックシートを追加した様式を利用しまして、主としてミニデイ参加者、65歳以上、519人に頭の健康度チェックを実施いたしました。そのうち264人の方について、認知機能の低下が疑われたため、介護予防事業への参加勧奨、気になる方につきましては主治医への受診をお勧めいたしたところでございます。

27年度におきましては、若い世代にも関心を持っていただくため、県作成のチェックシートの各戸配布を9月ごろに予定をしております。身近な方で心配な方がございましたら、ご活用いただければと考えております。

牛尾雅一議員 新聞紙上で見たんですけれども、その県が作成されましたチェックシートが非常に好評で、いろんな施設とか病院とかから多く県のほうにいただきたいというふうな要望があるということを見ました。いち早く取り入れていただいておりました、非常によかったなというふうに思っております。そのチェックシートなり、物忘れ健診からの効果を期待しております。

続きまして、重症化の予防に対する取り組みもまた大事じゃないのかということで、その点に関してお尋ねいたします。

健康福祉課長 未受診の方につきましては、医師受診に向けて家族とともにお話し合いを行い、適切な服薬、かわりができるように支援をしております。

また、脳の活性化が重症化を予防する鍵となりますので、生活に大きな支障が

ない方は、地域ふくろうの会など、地域の自主事業、頭はつらつ会などの通所による介護予防事業、看護師による訪問事業など、既存の予防事業の利用を働きかけておるところでございます。

生活に支障がある方、あるいは家族の精神的負担の大きい方につきましては、介護保険のご利用をお勧めいたし、プランに沿った予防及び介護サービスを受けていただいております。

牛尾雅一議員 その家族の人の理解とか協力も欠かせませんので、丁寧な指導をしてあげてほしいと思います。

私も親戚のおばさんが1人、家から出て行って帰るところがわからないようになって、自分で帰られないというようなことがちょくちょくあって、行方不明者の捜索の放送も以前にも町でもありました。ですので、最近では、いろんなQRコード入りのシールを靴に貼ってもらうとか、小野市が新聞に載っておったんですが、そういうふうなものもものに備えて、安全と、発見を早くするというふうな取り組みについて、お尋ねいたします。

健康福祉課長 高齢化の進展に伴いまして、認知症の方が増加することは必然であり、徘徊に対する対策は必要と考えます。

QRコード入りシールの配布は予定しておりませんが、地域包括支援センターでは平成26年度は物忘れ初めの気づき集会、今年度につきましては、ここが私の居場所集会と題しまして、各自治会における巡回教室を実施し、主に高齢者対象に互助活動として、地域における見守り活動の普及啓発を行っております。

また、認知症の方の見守りにつきましては、病気を理解した上での対応も必要となってくることから、認知症サポーターの養成に努めるとともに、日ごろから区長、民生委員、社会福祉協議会と連携し、見守り体制の強化を図ってまいります。

牛尾雅一議員 いろいろその対策をとっていただいております。最近というんですか、GPSというんですか、どこにおるといいう所在がすぐに確認できるような新しい施策というんですか、女性の方だったらイヤリングのような、何かちょっとそういうのですぐわかる、そういうふうなことも聞いたりするんです。靴にシールをはるといいうのは、靴、違う靴を履いておったんではあかんで、必ず身につけるような物で、開発されるというようなことがありましたら、そういうような物も検討してほしいなと思います。

それでは次に、県民交流ひろば事業について、お尋ねしたいと思っております。

県民交流ひろば事業という名前で、一般の方でご存じない方もおられるかもわかりませんので、ライブ中継で今見ていただいている方がいらっしゃると思いますので、簡単に説明をさせていただきます。

兵庫県は生活の豊かさや安心感はコミュニティ活動の活発さと密接なつながりがあり、また、地域課題の解決に向けた活動のニーズが高まっていることを受けて、法人県民税の法人税割の超過税を活用し、より身近な小学校区単位でみんなが集う場づくりと活動を応援する県民交流ひろば事業を平成18年度から本格実施されました。本町においても、町内4小学校区全てに県民交流ひろばができて五、六年が経過しております。

それで質問なんですけれども、町内4施設とも活動補助金といたしまして、5年分で300万円の助成金を県よりいただいておりますけれども、今年度でその活動費が枯渇というんですか、ほとんどゼロになるのではないかというふうに思います。町所有の学校などの施設につくられておりますので、来年度以

降その維持管理、水道また光熱費というのは割と高額でございますので、維持するのに今は推進委員会ということで管理をさせてもらっているんですけども、その費用がなかなか捻出できないので、町のほうにということを考えておるんですが、その点をお願いいたします。

学校教育課長 県民交流ひろば事業は、それぞれ小学校区に一つずつ、議員ご紹介のとおり推進委員会を設けまして、それぞれ活動拠点となる施設も整備しております。

平成21年度から、福崎地区から順次整備しまして、最後に田原小学校区で整備しております。

県の補助につきましては、今ご紹介いただきましたとおり、全地区で平成27年度には終了いたします。各地区の推進委員会から町への支援を要望する声も聞いております。交流ひろばの利用等、現状や課題を踏まえて、今後検討してまいりたいと思っております。

牛尾雅一議員 これから先ずっと、誰もがいきいきと暮らせる、元気で安心な地域づくりの拠点になる施設でございます。ぜひその検討をお願いしたいのと、それと、将来のその施設の補修とか備品等の補充の必要性が出てきたときに、どのようになるのか、教えていただきたいと思っております。

学校教育課長 この施設につきましては、各地区の推進委員会が県の補助を受けて整備したところですので、現在のところは所有としては推進委員会ということになります。今後につきましても、現在の考え方としては、地区のほうでの管理というところがございます。

牛尾雅一議員 その補修、台風とかいろんな被害にあって、思わぬそういうようなことになれば、いろんなまた制度があってもいいのかもしれませんが、老朽化も考えられますので、そういう点についても、推進委員会もそうですけど、また研究をお願いしたいというふうに思っております。

今、推進委員会が所有ということですので、将来はまた町のほうに移管して、管理だけは推進委員会がさせていただくとかいうふうなことではないと、なかなか維持ができないかと思うんですけど、それはまた後日のその検討ということでしょうか、課長。

学校教育課長 維持管理とも同じなんですけれども、それぞれの課題を踏まえながら、今後の検討ということになろうかと思っております。

牛尾雅一議員 いろいろ今サマースクールとか土曜英語教室に、放課後子ども教室に利用していただいて、非常にその地域に役立っている施設ですので、いろんな利用の推進とかいうこともまた考えていただきたいと思っております。

続きまして、5番目のマイナンバー制度について、お伺いしたいと思っております。

国民に12けたの番号を割り振って、複数の機関に存在する個人情報をもつて管理する制度でございまして、2013年5月にマイナンバー関連4法案として成立し、ことしの10月から通知カードにより番号を通知して、2016年1月から運用が開始される予定でございます。

そこでその安全・安心の運用等などについて、何点かお伺いしたいと思っております。

町にとってのその利便性やシステム整備等の経費はどのようになるのかについて、お尋ねいたします。

企画財政課長 平成26年度からマイナンバー制度に対応するため、住民基本台帳システム、地方税務システム、福祉システム、番号連携サーバなどの整備に取り組んでいるところがございます。26年度の予算を一部27年度に繰り越しをしております。

基本的には既存のシステムにマイナンバーに対応するための改修を加えるものでございまして、この経費につきましては、国庫補助及び特別交付税で措置をされておりまして。

町の利便性ということでございますけれども、一つ挙げられますのは、個人番号によりまして、住民さんの本人確認、納税、保険給付状況などの確認が容易になりますので、各種手続が迅速化される、こういったことでございます。

牛尾雅一議員 現在その住基カードが配布されていると思うんですけれども、マイナンバーが開始されましたら、廃止になるのか、その点についてお願いいたします。

住民生活課長 住基カードにつきましては、現在発行されておりますが、マイナンバーカード、個人番号カードは来年の1月から希望者の方に交付ということになりますので、住基カードにつきましては、ことしの12月までの交付ということになります。

ただし、その住基カードにつきましては、使用期限、発行から10年ということで、その間使用することは可能でございますが、今持っておられる方が個人番号カードを1月以降交付申請された場合は、そのときにこちらに返していただいて、住基カードについてはその時点から廃止というような形になっております。

牛尾雅一議員 よくわかりました。それではそのマイナンバーカードの配付などの準備状況について、お尋ねいたします。

企画財政課長 準備状況でございますが、住民基本台帳システムの改修につきましては、平成27年、今年度の10月までに完了させます。

また、税務システム、社会保障系のシステムにつきましては、28年1月までに改修を完了するスケジュールでただいま進めているところでございます。

あとこのカードの発行につきまして、条例の整備が必要になってきます。平成27年10月までに特定個人情報保護に関する条例の整備、また、特定個人情報の提供を開始いたします平成28年1月までに特定個人情報の庁内連携、また、同一地方公共団体の他の機関への特定個人情報の提供に関する条例、また、独自利用事務を条例化する必要がございます、総務課を中心に現在関係課が連携をいたしまして、整備検討を進めているところでございます。

個人番号カードの発行につきましては、先ほど申しましたとおり平成27年10月に個人への番号通知を行いまして、28年1月から個人番号カードの交付対応をいたしますので、その準備を進めているところでございます。

牛尾雅一議員 今、説明をいただきまして、よくわかったんでございますが、今回の新聞報道も全国的な問題になっております年金機構の個人情報流出事件を受けまして、重要な個人情報保護の対策は町としてどのようにされようとしておられるのか、お尋ねいたします。

企画財政課長 情報保護につきましては、いろんな角度からあるわけでございますが、まず、電算関係のセキュリティにつきましては、町の関係につきまして、ウイルスソフト、またフィルタリングのソフト、アクセスの制御などを導入いたしまして、セキュリティの安全性の確保に努めているところでございます。

年金問題で特にEメールで問題が起きたわけでございますが、三重にウイルスチェックを行っております。今回の事件を受けまして、掲示板に差出人に心当たりのないメールなどは開かないように注意喚起を行ったところでございます。

さらに、システム会社とも対応策を相談しているところでございまして、有効な対策を検討していきたいと考えております。

国も今回の事件を受けまして、一層マイナンバーのセキュリティ対策を強化すると表明をしておりますので、その対応に従い、整備を進めたいと考えており

ます。

牛尾雅一議員 あってはならないことなんですけど、万が一サイバー攻撃を受けたとき、即座に対応されるというか、できる職員はおられますか。

企画財政課長 現在は兼務ではございますけれども、情報管理係2名体制で対応しております。

ウイルスなどを感知しますと、担当者にメールで通知をされますので、内部の対応マニュアルに沿いまして、迅速な対応をしておるところでございます。

また、ネットワーク等に障害が生じた場合につきましては、基幹系システムはさくらケーシーエスと主要なシステムの保守管理計画を結んでおりますので、すぐに対応をしていただいております。

もし実際にサイバー攻撃の疑いがあるというときには、すぐにネットワークを遮断いたしまして、ケーシーエスにその状況を診断してもらって、対応を協議していくということになってまいります。

牛尾雅一議員 それでは、町内で従業員を抱えておられる企業とか商店というんですか、新聞紙上を見ますと、年末調整にマイナンバーを出さないといけないとかいうことで、大企業とかは非常にそういうのには取り組まれていると思うんですが、個人とかはまだよくわかっておられないのじゃないかと思うんですが、そういうところに対する対策というんですが、指導というのはあるんでしょうか。

住民生活課長 この辺のPRにつきましては、国のほうが先頭になって行っているところではございますが、そういった中のこちらのほうも情報が来ておりましたら、企業のほうへも自治体のほうからもPRをしていきたいというふうには考えております。

牛尾雅一議員 初めてのことでして、みんなが安全に何の問題もないように、これからうまく活用というんですか、なりますことを祈りまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 牛尾雅一議員の一般質問を終わります。

次、3番目の通告者は石野光市議員であります。

質問の項目は

1. 町制施行60周年記念事業について
2. 平和教育の推進について
3. 食育と保健の推進について
4. 虐待の防止について
5. 産業近代化遺産について

以上、石野議員。

石野光市議員 通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

まず最初の項目として、28年度に予定されている町制施行60周年記念事業について、お尋ねいたします。

記念事業として一過性の事業についても有意義なものであれば検討実施することについて、特に異論はないわけでありましたが、一方で節目の年が出発点となるような、継続性のある取り組みの開始を行うことも、町内外への周知、アピールの上で効果的で、特に全町的に浸透を図りながら進めていく性質のものを検討することについてはいかがでしょうか。

総務課長 昨年、石野議員からの一般質問を受けまして、60周年記念事業は住民の参画と協働で進めていきたいとの答弁をさせていただきました。

そういった中で、町制施行60周年記念事業計画検討委員会の設置の準備を進めております。来月に第1回目の委員会を開催する予定です。その中で、検討をしていただきますが、議員のご意見についても紹介をしながら進めてまいり

たいと、このように思っております。

石野光市議員 この節目の60周年ということが、やはり町政を進めていく上で、住民とともに、さまざまな有意義な事業が周知を図られながら積極的に推進されていくという契機となるというふうなことが大変意義あることであり、また、新聞報道等との関係でも、効果的に推進が図られるというふうにも考えるところでありますので、ぜひ積極的な検討を求めておきたいというふうに思うところであります。

第2の項目として、平和教育の推進について、お尋ねいたします。

今まさに18歳選挙権の実施が来年夏の参議院選挙からというふうに、法の成立をもっていわれている今日、主権者としての自覚や教養、ふさわしい知識についての教育や啓発も学校教育や社会教育の面でも、また選挙管理委員会の取り組みとしても充実が図られるべきと思うところですが、いかがでしょうか。

教 育 長 柳田國男さんの言葉にこんなのがございます。「教育の究極的な目的は、よき選挙民をつくることである」と。私思うに今まさにこの言葉が再度脚光を浴びている、そういう時期に来たのではないかなと、こういうふうに思います。

そこで、主権者教育が急がれます。ご指摘のとおり、主権在民の権利を行使するに当たっては、主権者としての一人一人の自覚を養うことは言うに及ばず、世の中の仕組みや流れ、人々の考えや要望、将来性、政党の政策、その他広い視野で人々が幸せに暮らせる日本の国づくりの一角を担う責任を修得させていく必要があると思います。

日本の国が安定的発展を進める社会づくりの教育を、学校、地域社会においても、今まで以上に深くやっていくことが必要なときに来たのかと思っています。

また、権利には責任がついて回ることも、あわせて修得させていくと同時に、発達段階に応じた指導も肝要かと、こういうふうに感じております。

石野光市議員 福崎町の町内には高校も大学もそれぞれあるということでもあります。新聞・テレビなどの報道でも、実際に選挙で使う投票箱を貸し出して、自治会や生徒会の選挙なども行うという事例なども紹介されているようでもあります。

こうしたことは、当然当事者のほうで検討されることではありますが、町としてそうした機会には、こうした正規の投票箱の貸し出しについても応じていくというふうなことについては、いかがでしょうか。

総 務 課 長 こういった選挙に関する教育につきましては、出前講座もございます。そういったものを活用していただきまして、要望していただければ、対応していきたいと、このように思います。

石野光市議員 要望があれば貸し出しますというふうな、いわゆる紹介というんですか、周知は行っていただけたらというふうにも思うところです。いかがでしょうか。

総 務 課 長 今も申しあげましたように、出前講座等のメニューにもございますので、協力をしていきたいと、このように思います。

石野光市議員 憲法の定めた国民主権と国家主権、恒久平和、基本的人権の尊重、議会制民主主義、地方自治の5原則に沿った行動規範や考え方が共通の認識となることが人権教育や平和教育の基本と考えるものですが、いかがでしょうか。

また、主権者としての政治参加の基礎的なスタートとしての投票行動の動機づけとしても位置づけて、学校教育や社会教育の充実という面からも、その推進が図られるべきでないかと考えるものですが、いかがでしょうか。

教 育 長 議員もご承知のとおり、日本は法治国家であります。福崎町は憲法の大いにしたまちづくり、教育を推進しています。命、暮らし、人権を守ることは、福崎町行政の指針であり、戦争こそが命、暮らし、人権を破壊する最大の

敵だと危惧しております。

と同時に、今も世界の各地で紛争が勃発して、多くの人の命や暮らし、人権が侵されていることを憂慮しているのは私だけではないと思います。よって、福崎町の学校教育、社会教育はこの指針に従って粛々と実践していると確信しています。

今後についても、具体的なことは学校当局と研究をしてみたいと思いますが、進展させても後退させてはならないと、私はそういう決意しております。

石野光市議員 事例として紹介をさせていただきたいと思うのでありますが、NHK大阪放送局制作のかんさい熱視線「戦後70年 なぜ“特攻”を志願したのか？元隊員と若者の対話」の番組を途中からですが見ることができました。

内容を要約して紹介しているインターネットのページがあります。番組の冒頭92歳の元特攻隊員の岩井忠熊さんが若者たちに戦争のことについて語る理由を尋ねる場面があります。岩井さんが徴兵されたのは大学生のとき、昭和18年ごろに戦局が大きく変化し、兵力が激減し、文系大学からも徴兵された。召集令状が来たということのようでもあります。

当時について岩井さんは、教官たちからは「貴様たちは生きて帰れない」というふうに言われましたと語りました。そして、現在岩井さんは若者に同じ体験をしてほしくないという気持ちを直接若者に語りたいと考えるようになったと話されました。岩井さんは立命館大学へと出向き、戦争の体験について話すことにためらいがあるが、大学の授業で平和授業を進めていることを知り、話すことができないか相談をされた。そして、岩井さんが徴兵された大学1年生に語ることとなったということでもあります。

今から70年余り前、岩井さんらは航海士になる訓練を受けていた。そこで特殊兵器の搭乗員への志願が突然求められた。兵器の詳細を知らされないまま志願した岩井さんは、長崎、川棚町にある訓練所へ向かった。特殊兵器「震洋」は「回天」というふうなのと同じようなものだったようでもあります。ベニヤ板のボートで船首に爆薬を取りつけた特攻兵器だった。

昭和20年3月、岩井さんらは石垣島に出撃するも、アメリカ軍の攻撃により船が沈没し岩井さんは救出され、そのまま終戦を迎えたという。「震洋」の乗組員の多くは若者で基地要員も含め2,500人が戦死した。隊員らの考えとして、命をささげることが起死回生の一手になるのではと考えていた。

岩井忠熊さんは若者へどうしたら気持ちが伝わるか何度も原稿を描き直して考えていた。そして、授業当日40人の大学生が集まった。授業では当時軍隊で上官が個人主義を修正するという名目で殴るという行為が日常的に行われ、型どおりの海軍士官がつくられていく。

特攻を志願した背景として「予備学生でも面目を見せてやりたいという気持ちが強かった」などさまざまな考えがめぐったと話されました。そして、岩井さんは「あふれる情報に押し流されていけば、私の犯したような愚行を犯すことになりかねません」などと伝えられました。

岩井さんの話を聞いた学生から、戦争に対して思うことについて聞かれると岩井さんは、「我々の運命にかかわることが全く正しい情報として伝わらないで、戦争というものが始められるということは二度と繰り返してはいけない。今の情報社会にあって、情報が本当のことを伝えているか見抜く力が大切」などと話されました。

授業を終えた岩井さんは「真剣に聞いてくれたと思う。わかろうという気持ちは皆さん持っていたのです」などと話されました。

こうした貴重な戦争体験を今の若者に伝えたいと願う方がおられること、そしてその内容がもっと多くの人に知られるべきものだというふうに強く思った次第であります。

憲法の生い立ちを知る上でも、さきの大戦の実態について、こうした戦争体験を子どもたちが直接聞く機会がこれからさらに難しくなっていくと思いますが、従来から町内でいわゆる平和教育というものが取り組まれてきたことと認識しております。現状と今後の取り組みについて、お伺いします。

教 育 長 町内の全ての小中学校で平和教育を実践しております。

特筆すべきは今から11年前に福崎西中学校で地域の協力を得て1度に十数人の戦争体験者をゲストティーチャーとして学校に招聘して、体験談を話してもらい、平和のとうとき、平和の意義について、ともに勉強しています。

その中で先ほどの岩井さんと同じような話も出てまいりました。戦争体験者は男性だけではなく、女性の戦争もあったわけで、女性の方にも来ていただいて話をしております。

県下でも多くの学校がゲストティーチャーを招聘して平和学習をされていますが、1度に二十数名の方がゲストで話されたり、女性の方々が体験談を話されるのは他に例は余り見ないということで、3年前には県下の多くの先生方の要望を受けまして、研究発表会も行いました。

東中学校でも2年前から地域の方々のご協力を得て実践しております。戦争体験者の高齢化が進む中、今しかできない貴重な学習だと自画自賛しております。

戦争体験者が少なくなつて、ゲストは若返りしても、私は平和については誰もが語るべきだと思っておりますので、授業の中身が変わっていても、授業の目的は変えません。それが戦争によって犠牲になられた方々への供養であるとともに、永久平和を推進する日本の将来への布石だと考えています。

また、ことしは終戦70周年でもあり、社会教育は先ほどできてきたんですが、このようなチラシができ上がったばかりなんですけれど、歴史民俗資料館で特別展「戦後70年福崎と戦争の記憶」を7月25日から11月23日まで実施します。また、8月8日の午後には歴史特別講座「語り継ぐ戦争の記憶」を開催します。百聞は一見にしかず、ぜひご来場ください。

さらに、図書館では8月に戦争に関する図書コーナーを広くしますし、12月の人権フェスティバルでも戦争に関する講演をしてもらう予定でおります。

議 長 しばらく休憩をいたします。

再開は13時といたします。

◇

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 会議を再開いたします。

石野議員の質問を続けます。石野光市議員。

石野光市議員 憲法を踏まえた有権者としての自覚は全ての世代において重要と思いますが、若い世代においては特に社会、大人の責任として位置づけられるものというふうにも考えるものです。

今、貴重な生き証人としての戦争体験者のお話を録画してDVD化する試みでありますとか、町外の人であっても有意義なお話については、被爆体験、空襲の体験なども含めて、図書館でもいろいろ備えつけ、蔵書などもされているというふうにも思うのですが、戦後70年という機会を捉えて、広くそうした蔵

書についての紹介など、今2点お尋ねいたしました。図書館でのそうした取り組みの問題と、これからどんどんやはり少なくなっていくそうした貴重な戦争体験者のお話などについて、記録をしていく、冊子として記録していくという方法もありますし、事情が許せば録画してDVD化して、いろんな人が後々見れるというふうな試みについて、その2点についてお答えいただきたいと思います。

社会教育課長 まず、そういった記録を残すかどうかなんですが、先ほど教育長が話しましたように、今年度歴史民俗資料館の特別展で「戦後70年 福崎と戦争の記憶」というような特別展を実施をいたします。これにつきましては、過去町内の住民から戦争の記録、そういった資料をずっと集めてきておりまして、今二百数点集まっております。そういった展示などが主になるわけなんですが、そういったものを図録と言いましょいか、資料として発行する予定でございます。

図書館におきましては、これも8月上旬に図書館の中にある戦争平和関連の本を集約しまして、皆さんに読んでいただきやすいように集める予定でございます。

石野光市議員 貴重なお話というふうなものについて、なかなか2度と聞けないというような話など、事情が許せばそういう録画していくというふうなことについて、いかがでしょうか。

教 育 長 戦争体験の話、写真等につきましては、学校が逐次記録をしてきているかと、こういうふうに思っております。

ただいま社会教育課長が答弁しました歴民の分は歴民のほうで記録に、映像に残して保管していきたいと思えます。

ただ私は学校教育だけに関して言えば、記録を残すということも大事であるんですが、子どもの心に残していく、それを育てていく、そして将来それを生かしていく、そちらにつながっていけばいいのかなと、こういうふうに思っております。

石野光市議員 戦争体験の風化というふうなことも大きく今言われている時代であります。いつまでも戦後であるためにというふうなことで、大変そうした取り組みも一方で大変貴重であると思えますし、継続的にそうした立場から取り組みをさらに求めておきたいというふうに思うところです。

続いて、食育と保健の推進について、お尋ねします。

健康は生活の基本であるとともに、地域社会にとっても活力の基盤とも位置づけられるものと考えています。

持病、いわゆる有病率の増加は、家計はもちろん地域の経済、活力にも大きなマイナス要因であることは明白です。近年、野菜の摂取をふやすことが種々の疾病の予防につながるとともに、重症化を抑えたり、疾病の改善につながる効果も指摘されるようになってきました。適切な治療とともに日常的な食事の改善の重要性が叫ばれる今日であります。なお必要な、いわゆる保健指導というハイリスクグループへの啓発、指導の改善、充実が課題として重要と考えるものですが、いかがでしょうか。本人とともに家族の理解や支援も大切なことと言われてはいますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長 先日からはまりました町ぐるみ健診で、知育、徳育、体育全てを網羅した町制作の食育DVDをごらんいただいたり、野菜やもち麦をとるための多くのレシピが紹介された「福崎食の歳時記」の活用で、啓発指導に努めます。

また、メタボリック症候群のハイリスク者を早期に発見し、生活習慣改善のための特定保健指導を目的に実施する特定健診で、平成26年度の特定保健指導

は対象者125人に対して20人が参加されました。現在は対象者本人への指導を行っておりますが、今後は家庭訪問による指導等、家族も含めた指導を検討してまいります。

石野光市議員 合併症の危険性も従来から指摘されている糖尿病の指標として、ヘモグロビンA1c、HbA1cとも呼ばれているようですが、この数値が6以上は要管理で、7未満に抑えることが合併症予防目標値で、8を超えると危険ゾーンであるということのようですが、いかがでしょうか。

健康福祉課長 糖尿病の指標であるヘモグロビンA1cは町ぐるみ健診でも全受診者に検査を行っております。

糖尿病と診断される数値につきましては6.5以上ですが、健診では5.6以上を要指導として保健指導の対象にしております。

平成26年度の町ぐるみ健診で糖尿病の要医療の方は1,916人中56人で2.9%、要指導の方は954人で49.8%と約半数の方が何らかの指導が必要となっております。6.5以上の方には受診を進め、医療機関での管理をお願いしております。

要指導者には30代の男性9名、40代の男性15名も含まれておりまして、今後は若い男性の肥満予防や食生活の改善の取り組みも必要だと考えております。

石野光市議員 こうした知識が広く普及することが予防や改善のために大切と考えるものであります。多くの方がいついわゆる予備軍として要管理者、さらに進んでいくというふうなことが十分考えられるということで、多くの人にやっぱり関心を持ってもらうということが大事だというふうにも思います。

とりわけ、新潟県魚沼でのプロジェクト8という取り組みは、先進例として知られているようです。多くの人にその数値の持つ意味というふうなものを広めて、予防にもつなげていくし、重症化を抑えていくという取り組みというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

健康福祉課長 26年度におきましては、糖尿病予防のテーマですへの健康教室を開催いたしました。神崎郡医師会のご協力で講演会を行い、薄味、軽塩レシピの調理実習や、運動習慣づくりのため、ウォーキング講習を行いました。

新潟県魚沼プロジェクト8は、圏域で医師会や行政が一体となって取り組む糖尿病対策プロジェクトでございます。当町では今年度第2次健康増進、食育推進計画を策定します。十分な現状分析を行い、郡医師会や歯科医師会との協力も得ながら健康づくりを進めてまいりたいと考えております。

石野光市議員 本当にこうした問題というのはターゲットの人はもちろん、周辺の人々、広くこういう知識が広まって、全体として関心が高まっていくということで、大きく効果があらわれる性質のものというふうに考えております。一層のご精励を求めておきたいというふうに思います。

続いて、虐待の防止について、お尋ねいたします。

学校、企業、地域、家庭その他の交遊関係等も含めて、いずれにおいても精神的、身体的な虐待はともに容認できるものではなく、人権問題として正しく認識されるべきものとして捉えています。いかがでしょうか。

健康福祉課長 虐待は明らかに人権問題であると認識をいたしております。

福崎町では、要保護者対策地域協議会実務者会議を年二、三回のペースで開催しております。児童、DV、高齢者の部会を設け、小・中学校や医師会、警察などの委員がそれぞれの虐待ケースに関して共通理解を図り、速やかで適切な対応を図ることを目的といたしております。

住民に正しく認識していただくための啓発活動としては、毎年11月の虐待予防月間にリーフレットを各戸配布いたしております。今年度は7月上旬にリーフレットを配布する予定といたしております。

石野光市議員 政府の統計でも全体として虐待の件数でも深刻さでも状況は悪化しているということが伝えられているようであります。

特に女性ですとか子どもというのは虐待の被害者になりやすいということであり、特に以前に子どもに電話ホットラインの開設でありますとか、いわゆる子どもが気軽に相談できる電話番号を窓口として知らせる取り組みというふうなものについても伺った経緯があると思います。その後の取り組みについてはいかがでしょうか。

健康福祉課長 虐待の通報件数につきましては増加傾向にありますが、予防に力点を置きまして、ハイリスクケースを早期発見し、家庭訪問や健診等の機会を通して支援できるよう、関係機関と連携し、相談機能の充実に努めておるところでございます。

それから、ホットラインのお話でございますが、7月にお配りをする予定のリーフレットにつきましては、児童虐待の全国共通ダイヤルといたしまして、その紹介をさせていただくものとなってございます。子どもにもわかりやすい189番、「いち早く」という変更となっております、ダイヤルすると近隣の児童相談所につながります。児童虐待を少しでも防ぐため周知に努めます。

石野光市議員 その子ども向けの印刷物というんでしょうか、そういうものを学校で配られる予定なんでしょうか。

健康福祉課長 各戸配布を予定いたしております。

石野光市議員 やはり子どもを守るという意味で言えば、子どもに直接手渡していくということが、やはり望ましいんじゃないかというふうにも思います。問題のあるご家庭なんかで、やはりその直接子どもの手に渡るということが大事ではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。教育長、どのようにお考えですかね。

教 育 長 おっしゃることもごもっともかと思いますが、子ども子どもには学年差、個人差、大きな開きがございます。高学年の子ども、中学生にとってはそれもよからうかと思うんですが、低学年の子どもについてはかみ砕いて説明もしてやらねばならず、そこはやはり保護者と学校が力を合わせてやっぱり虐待をなくしていくと、そういう方向に進まないといけないんじゃないかと、こういうふうに思います。

石野光市議員 こうした問題というのは本当に当事者が理解をして認識をして改善することなしにはなかなか解決しにくい問題であるというふうにも思います。学校でもやはり先生がきちんと子どもたちにもそうした内容を伝えていくということも、やはり十分効果が期待できる内容であるというふうにも思います。やはり多面的な周知という点で、そうした学校での周知という問題についても積極的に検討していただきたいというふうに思うところです。

要するに教室の壁にでも、いつでもこの番号にかけたら話ができるというふうな形の周知も、やはりその1回配って終わるといふんじゃないかと、常時目につくところにそうした掲示を行うということも効果的かというふうにも思います。が、いかがでしょうか。

教 育 長 また次の校長会で、ただいま議員からこういうご提案もあったということをお伝えをしていきたいと、こういうふうに思います。

石野光市議員 町全体として、本当にその虐待はなくしていかなければいけないんだと、許さ

れないものだという事、体罰も含めて、そうした方向に一層進んでいただきますよう、精励を求めておきたいというふうに思います。

続いて、町内にある産業近代化遺跡として西光寺野疏水があります。ため池も含めて西光寺野疏水の一部というふうにも言えるわけですが、ため池についてはため池百選というふうなこともありまして、一定の紹介が池ごとに看板の設置でされ、一定の池の経緯というんですか、歴史というようなものを紹介しているのも見かけるところです。

西光寺野疏水については、市川町のほうから始まっておりまして、福崎町では北野の山すそのところから大門地内の高架水路となっている部分や、東中学校敷地に隣接している部分など、交通量や目立ちやすさなどで有利なところもあり、速やかに適切な看板設置を行い、郷土の歴史や農業の前進に取り組みされてきた先人の歩みなどをきちんと伝えていく取り組みも意義あるものと考えているのですが、いかがでしょうか。

北野の山からの出口となっている部分にも、一定の説明のある看板の設置も含めて、当局の考え方はいかがでしょうか。

農林振興課長 西光寺野疏水は明治時代に生野銀山の銀鉱石を運び出す銀の馬車道が通ったことを契機に、地域の活性化につながり、長年の農業用水の不足を解消するために開墾やため池の築造が行われました。難工事の末、総長8.8キロに及ぶ疎水が完成しまして、昭和初期には約380ヘクタールの良質な水田地帯が形成されております。

この整備は膨大な費用と人手、さらには当時の最新技術が投入されたもので、関係者らのたゆまぬ熱意と強固な協力関係の成果としまして、現在も引き継がれて利用されております。

小学校の歴史学習においては、地域に赴いて西光寺野疏水の成り立ちや歴史の勉強を行い、先人たちの偉業に対し、尊敬の念を持って疎水周辺のごみ拾いを行ったり、毎年のため池ウォーキングのルート内の施設になっておりまして、そこで紹介がなされております。

今後、看板の設置場所や紹介内容については西光寺野土地改良区や地元の意向を尊重しながら、進めていきたいと思っております。

石野光市議員 私たちも周辺に暮らしているもので、年配の方から昔ろうそくを持って夜に高さを調べていったというような、当時のいろんな工夫があって、その水路の高さの調整なども行われたというふうなことを聞いたりするところですが、こうした内容についても、やはりきちんと伝えていくということが大事だというふうにも思います。

学校教育でも今ありましたけれども、そうしたふるさと探検隊のような取り組みもされていると聞いております。学校教育の場でも、こうした取り組みが積極的に生かされて、双方に活用されて、郷土への理解や愛着が深まっていく方向につながっていくというふうになることを期待しているものです。

教育委員会としても、そうした面でいろいろと情報交換しながら、学校の、中学校は特にそういう敷地という面もあると思いますので、そうした連絡体制もしっかりと行っていただきながら、こうした取り組みが順調に進んでいくように願うものですが、いかがでしょうか。

教 育 長 ご指摘のとおりかと思えます。現在、福崎小学校と田原小学校は現地視察をしながら、この西光寺野用水の大切さを学習しております。

この用水ができるためには、とうとう先祖の働きがあって、今があるわけですから、この貴重な遺産を未来へ残していかなければいけない、そのために、

今の子どもたちに何ができるかということを考えさせまして、今の子どもにできることはせめてこの用水を美しいままで守り続けたいということで、見学に来たときに用水の流域のごみ拾いをしながら、小学生にできる、そういう活動、これをさせております。

恐らくこのことは子どもたちのこれからの将来にも引き継がれていくのではないかと、こういうふうに思っておりますし、看板の設置等も農林振興課長さんと話をしながら、前向きに取り組んでいきたいと、こういうふうに思っております。

石野光市議員 由緒書きがきちんと整えられていくというふうなことは大いに意味のあることだというふうに思います。町内外の人がやはりそうしたものを見て、いろいろと福崎町についての知識を深めていただくという意味でも、町内外の人々に大きな意味のある内容だというふうにも思います。

以上をもって、私の一般質問を終わります。

議長 石野光市議員の一般質問を終わります。

次、4番目の通告者は木村いづみ議員であります。

質問の項目は

1. 教育施設について

以上、木村いづみ議員。

木村いづみ議員 議席番号8番、木村いづみでございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

5月は気温25度以上の夏日が豊岡で24日、次いで当町が20日、姫路が17日、神戸は14日でした。また、5月29日には当町において32.9度という県内最高気温、また全国においても5月29日には全国で最も高い気温を観測しております。

今では、春が短く、いきなり猛暑の日や、大型の台風や、竜巻、ゲリラ豪雨等、気象予報士も予測できないような異常気象、そしてそのたび甚大な被害があちこちで起こっています。

かつて30年、40年前はエアコンがついている家庭は少なく、エアコンがなくても過ごせたものでした。縁側を開け放ち、夜には蚊帳をぶら下げて、蚊取り線香を焚いて母親が側であおいでくれるうちの風で寝ていたものですが、現在は縁側そのものがない家のつくりになっており、開けっ放しで寝られるような治安でもありません。どこの家庭にも一部屋に1台は必ずエアコンがついている時代であります。

平成26年4月1日現在で空調機器設置状況等調査結果からですが、兵庫県内の小・中学校の普通教室1万7,191室のうち、エアコンが設置されている教室は6,261室、設置率36.4%となっています。町内の認定こども園、小・中学校において、エアコンは何カ所ぐらい設置されているのでしょうか。

学校教育課長 認定こども園、4月から認定こども園になりました公立の幼稚園では、全保育室にエアコンを設置しております。小・中学校では普通教室にはエアコンは設置されておりません。保健室、校長室等、それから一部特別支援教室に設置している状況でございます。

ただ、普通教室につきましては、以前にサルビアライオンズクラブから寄附をいただきました扇風機を活用しているところでございます。

木村いづみ議員 その扇風機は各教室に1台ずつですか。

学校教育課長 普通教室に2台ずつ設置しております。

木村いづみ議員 1教室に2台ずつで全生徒、またその教壇に立つ先生方が涼しくなるんでしょ

うか。思うんでしょうか。

学校教育課長 扇風機2台でエアコンのような効果を期待することは当然できないんですけれども、空気の入れかえとか、そういうところでこれを活用を図っているところがございます。

木村いづみ議員 日本の平均気温が上昇傾向にあることを考慮すると、エアコンなしで授業を受けるのは年々厳しくなっていると思います。また、暑さだけでなく、近年は子どもたちの周りでは黄砂、花粉、10年前には聞いたこともなかったPM2.5等、多くのものが飛来する中で教育を受けていますが、そういった現状についてどう思われますか。教育長、お願いいたします。

教 育 長 これは何も子どもたちだけではなくて、私たち大人も含めて考えていかなければならない部分かと思えます。そういう意味から、防げるものは防いでいきたいと、どうしても防げないものは最小限にとどめたいと、こういうふうに思っております。

木村いづみ議員 不特定多数の人が利用する学校は特定建築物とされ、2カ月に1回室内空気の状態を測定することが義務づけられていますけれども、町内の各教室は測定されているのでしょうか。

学校教育課長 空気の分析につきましては、現在のところ薬剤師会のほうに委託をしまして、年に一、二回測定をしております。

木村いづみ議員 再度お伺いします。年に一、二回ですか。

学校教育課長 はい、外部に委託する薬剤師会は一、二回でございます。ただ、学校の養護教諭のほうで定期的に自主検査というような形では行っております。

木村いづみ議員 その測定項目の中に、浮遊粉じん量、一酸化炭素、二酸化炭素、温度、湿度、気流の6項目あるんですけれども、これ全項目は測定されているのでしょうか。

学校教育課長 この中で二酸化炭素濃度については測定をしております。

木村いづみ議員 その数値とかは、基準値はクリアしているのでしょうか。

学校教育課長 二酸化炭素濃度につきましては、室内の呼吸あるいは冬場でありましてストーブを焚いたときに発生する二酸化炭素濃度によって上がってまいります。基準としては1,500ppmというものが示されておりますので、それより高くなれば換気を行って、その範囲内にCO₂濃度を下げるという一つの目安となっております。

木村いづみ議員 かつては日本の四季もはっきりしたものであり、暑さ除けの夏休みでもあったように思います。厳しい環境の中で快適に子どもたちが勉学にいそしむことができるように、今家庭に普通にある洋式トイレもそうですが、エアコンの設置が必要と考えます。

エアコンをつけている家の中でも熱中症にかかるといわれています。1日のほとんどを学校で過ごす子どもたちにいい環境で教育を受けさせてあげたいと考えております。

また、各小・中学校に身障者用トイレ、車いすで入れるトイレは設置されてあるのでしょうか。

学校教育課長 身障者用トイレでございますけれども、全ての小・中学校の1階には設置をしております。それから、福崎小学校の南校舎、福崎西中学校では各階に身障者用トイレを整備しております。

木村いづみ議員 骨折で松葉づえもつけない状態にある生徒を上階の教室へ連れて上がるのも、おりるのも大変重いですし、手助けをしている人も大変危険が伴います。骨折している足には力が入らないし、ギブスも大変重いものです。トイレのたびおんぶや抱っこできる体重ではないので、東中であれば1階まで車いすと骨折し

ている生徒を短い休憩時間の中に生徒同士が助け合って1階のトイレまで行っているのが現状なんですけども、前にも教育長、助け合いの精神でということでおっしゃられてましたけども、実際に骨折した子どもを上階から下におろすのって大変危険なんですけども、その点に関してはどうお考えでしょうか。

教 育 長 東中学校の場合は障害者用の階段の昇降可能なイスを用意しております。ほかの学校には用意をしておりませんが、しかし私は人間の暮らしというもの、やはりこう人と人が助け合って生きていくと、このことが基本では内かなと、こういうふうに思うわけです。

確かに便利なものがあればいいんでしょうけれど、子どもたちがお互いに助け合うことにこそ私は人間の本質が共生社会のものが、そこにあるのではないかと、こういうふうに思います。

木村いづみ議員 前にもエレベータの件を言いましたが、その身体障害者だけでなく、またその骨折をしたなどの一時的な傷病者だけでなく、妊娠中もしくは産後復帰されている教職員の方、また高齢の保護者の方、生徒のためにも今エレベータが本当に東中、田原小学校に必要なと思います。

あと、もしも就学前でしたら、以前でしたら福崎小学校とか西中とかに障害者用のエレベータがあるので、就学してくださいというのをお勧めされていたと思うんですけども、もしもその就学途中、小学校の途中であるとか、中学生の途中、一、二年生とかの途中に、もしもその身体障害者になられた場合、そういった場合も田原地区、こちら東側の生徒さんであれば西のほうに行くように勧められるんでしょうか。

教 育 長 まずそういう場合は就学者指導委員会を開設しまして、そのそこで障害児学級に行くのがいい、適しているのか、特別支援学校に行くのが適しているのか、現任校にいるのがいいのか、そういうふうなことを話し合まして、その結論に基づきまして、保護者にいろいろ説明をしていきます。

保護者には、でき得れば、施設・設備の整った、指導員も整っている、そういう特別支援学校もありますよ、いかがでしょうかというお話をしたり、町内ではエレベータが西中と福崎小学校にはついておりますので、そちらのほうで一時的に学ばれるのはいかがですかというふうに、保護者の気持ちや本人の気持ちを最優先にしてから、その進路については決定をしております。

木村いづみ議員 不自由な体になってしまった上に、なれ親しんだ学校から離れ、友達とも別れ、子どもには耐えられない精神的な苦痛と申しますけれども、そういった精神面も考慮していただきまして、またどの子も快適に義務教育を受けられる環境づくりを目指していただきたいと考えております。

教育施設におけるエアコン、エレベータ、小・中学校各階の身障者トイレの設置を強く要望して、一般質問を終わらせていただきます。

議 長 木村いづみ議員の一般質問を終わります。

次、5番目の通告者は高井國年議員であります。

質問の項目は

1. 公害防止協定について
2. もちむぎ食品センターについて

以上、高井國年議員。

高井國年議員 議席番号13番、高井國年です。通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

久しぶりの一般質問ですので、意と言葉が合わないかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、議長さんのご案内のとおり、今回は1番に公害防止協定について、2番にもちむぎ食品センターについてということでございます。

1番について、公害防止協定については、提言を二つほどさせていただきたい。もちむぎ食品センターについては、確認事項が二つと提言一つというふうな形でお世話になりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、1番の公害防止協定についてでございますが、今福崎町が存続しているのは、目の前におられます町長さん、副町長さんを初め、幹部の方々、そして職員の方々の日々のご精進と町民の方々のご協力、そして企業様のご配慮、いわば初日に副町長さんが申されてましたけれども、企業の税収によって福崎町というものが成り立っているという、反対に言えば、一時合併という問題で大騒ぎしましたけれども、福崎町の税収のおかげで合併せずして福崎町も長らく生きておるといような状態でありますけれども、このたび、長いこと議員をさせていただいて、本当に恥ずかしい話なんですけれども、委員長のかはこういう公害防止協定書というのを見たことあるんですが、それ以後余り目を通したことないもんで3日前に担当課長さんにお願ひさせていただいたわけでございますけれども、最初の質問としましては、この公害防止協定書というのは何年ぐらい前にできたものか、それから、今福崎町において何件ぐらいの協定を結ばれているのか、2点について、まずお尋ねしたいと思います。

住民生活課長 公害防止協定の最初ということでございますけれども、昭和48年から防止協定を始めております。今現在ですけれども、61事業所と協定を結んでおるところでございます。

高井國年議員 この協定書については昭和48年、48年といいますが40年はたつてるといふことですね。僕が高校を卒業したのが48年ですので、それからいきましたら、今60ですので42年という数字になるんですけど、ほぼ40年がたつておると。

内容についてはそれほど変わってはないということでしょうね。この最初の文言と余り変わってないということでしょうね。

それでは、今工業団地や東部工業団地も含めてですけれども、企業様が今この工業団地等に利用契約されているのは何%ぐらいになりますでしょうか。

住民生活課長 西部それから東部のほうとございますけれども、一応全て契約はされております。中で、一部西部のほうでは1カ所、サンアロイ工業さんが活用されていないところ、それから東部におきまして、池田デンソーさんの跡地については、活用されていないところ等はございます。

高井國年議員 ありがとうございます。ほぼ完了に近い状態で各企業さん方にお世話になっていることなんですけれども、そのような中で、この中の4条の2において、この5年間ぐらいの間に幾つぐらいの事後報告がありましたか、確認したいと思います。

住民生活課長 過去5年間におきまして、公害防止協定におけます協議案件につきましては77件ございました。

高井國年議員 77件ということはすごい数字でありまして、議員をさせていただいて私は22年ぐらいになるんですけども、この事後報告によって町も企業側もバタバタするだけで、法的根拠もなしに、事後報告があったからということで議員も慌てて現場に入り、また町長さん以下幹部も入りといような状態でありますけれども、これから将来を見込んで、このような状態をできるだけ少なくしていく方向に持っていけたらなと思っております。

なぜならば、正直な話言ひまして、法的根拠がないということはないんですよ。

今のインターネットで見れば、法的な処置を受けた公害防止協定の違反によって法的根拠を受けたという裁判例もございますけれども、大体100%近い、九十何%は何もなしに、ただそれで済んでしまったというだけで、そのような状態をできるだけ私は、規制の緩和をしていただき、4条の2というのをもうちょっとエリアを広げて、例えば私入らせてもうたときやったら、ある薬品会社ですけれども、10平方メートルの中の改造に対してでも報告がなかったということで騒いだこともありましたけれども、そのような状態がないように、ただこんな今の状態でしたらば、担当者泣かせの公害防止協定になっておるのではないかという気がするんです。

だから、これから先、提言といたしまして、一つ目はこの4条の2項に対しまして、もうちょっと広いエリアで捉えられるような状態に持って行っていただきたらと思うんですけれども、将来において考えていただけますでしょうか。

副 町 長 地域創生、地域戦略における分野で工業団地協議会の役員会でもそういったような事柄について話をさせていただきました。

また本日工業団地協議会の役員が替わったということで、この朝一にご挨拶をいただきました。その中において、この公害防止協定等について若干触れさせていただきます。

ご承知のように、平成18年度に当時の民生常任委員会、産業建設常任委員会でのこの事柄について協議をいたしております。産業建設常任委員会につきましては工場立地、民生常任委員会におきましては公害防止協定といったような形で協議をいただいたわけであります。

工場立地に関する産業建設常任委員会につきましては、軽易な事項については報告でいいと、それから民生常任委員会の結論につきましては、軽易な事項であったとしても協議をしてほしいと、こういったような結論に至っておるところであります。

近年そういったような形の中で工業団地協議会等も含め、企業の中にはそういったような規制緩和というんでしょうか、のり面利用でありますとか、環境面に配慮しながらそういったようなものに対して対応していただきたいと、法規制における水質でありますとか、騒音でありますとか、そういったものだけではなしに、それ以外の分野、緑地とか環境面積以外の分野でそういったような事柄について配慮をしていただきたいというような要望も出てまいりまして、1件のり面利用を協議していただき、許可をいただいた関係もございます。

その関係につきましては、ちょうど町道から見えない範疇でのり面利用といったような形で、いわゆる環境が悪い状態が反対にのり面利用をすることによって環境がよくなったという例もございます。今後につきましてはそういったような法以外の規制をかけながらも、しかし1件ずつ協議をして、その範疇を若干企業側にも配慮したような形で協議をしていこうといったような形で結論をいただいております。

地域住民の皆様方に生活環境を守るという観点から、こういったような法範囲を超えるような紳士協定を結ばせていただいておりますけれども、それはあくまでもこの工業団地を取り巻く住民さんへの配慮というんでしょうか、そういう観点から、このような形で結ばせていただいております。

なおかつ、これら義務づけをさせていただいておりますけれども、紳士協定とはいえ、先ほども言いました義務づけでありますので、それらについては団地協議会に加入の企業様方には配慮をいただいております。

高井國年議員 平成18年を過渡期として、そういう方向づけがあって、今副町長が言われたように、できる限り企業様に対して、基本はもう税収アップにつながることで、できるだけのご配慮を賜りたいと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

企業は基本的に福祉向上、コンプライアンスを重視して運営なさっていると思ひます。私が見させていただいて思ふことは、今のこの産業型公害防止協定を踏まえて、今実施されておる形を分類すれば、産業型公害防止協定というふうな分類になるらしいですけれども、私はそれを踏まえて、新たな環境課題や住民の方々に対する役場、企業の情報公開に対応し、参画と協働による環境適合型社会を構築するために、今一步踏み出して、新たな環境保全を前提としたものをつくり上げていかなければならないと思ふんですよね。

例えば、一番いい例が何年か前の京都議定書にもありますように、一企業の云々じゃなくて、もう社会全体がそういうふうな取り組みをしなければならぬというのを踏まえて、これからはその産業型公害防止協定いうんではなくて、もうワンランクアップした大きな視野に立った、環境保全協定みたいなものを、これからは福崎町も取り入れていただいて、今の言葉にもありましたように、まずは住民のために、そして企業様のためになるような形の協定書をこれから勉強していつていただきたいと思ひます。

それも提言の一つとしてお含みいただきたいと思ひます。

次に、もち麦に入らせていただきたいと思ひますけれども、せんだって委員会がございまして、議案48号の件でございましてけれども、差しかえの資料でたまたま出てきたんで見させてもうた差しかえの5ページがございましたね。これ差しかえしましたですね。これの中で、今までの22期、23期、24期、25期、26期踏まえて、これから27期から32期の計画を立てていただいているわけでありましてけれども、この中で25期は別として、22、23、24、26に対しまして、この27期から以降の、27期は別になりますけれども、大変消極的な数字の挙げ方、特に販売管理費の項目以上の数値を見れば、やはり前年度数値に対しての予算計上、予算計上した後、それに対して、例えば販売売上高から売上総利益に対しまして、大体年間20万、20万、10万、20万、70万、トータルですけれども、そのような形でだんだん上げていっておられるのもわかるんですけれども、基本的に一番ベースになる27期の分がすごく消極的な数字の挙げ方になってるんですけれども、この分につきまして、もちむぎ食品センターのほうからどのような形で算出根拠というか、ベースはどういうふうにしてこれを数字を出してきたか、お聞きになっておられますでしょうか。

地域振興課長 議案第48号の説明の中でも申し上げたんですけれども、基本的にもち麦の事業につきましては、生産面に非常に左右されるところもございまして。25期でいったんおおむね在庫がなくなってしまったと、その後で26年産で約45トンがとれました。しかしながら、それもこの1年間でもうほぼ底をつきそうな感じなんです。この6月にとれましたのは約57トンということなんですけれども、焼酎の原料にも出す予定にしております。その辺を見込みますと、非常になかなか積極的に事業展開できる状況にないというところで、基本的に若干抑えたような形でまず収支見通しを立てております。

その売上が少ない分につきまして、当然経費も少なくしなければ利益が上がらないわけですけれども、その面につきましては基本的には昨年までおりました正社員が2名退職をしております。そういったところは最小限のパート、アル

バイト等で対応するという事で経費を抑えたような収支にしております。

当然、質問の中でも出てきたんですけれども、交付金の中でもち麦を使った販売促進というようなところにも取り組んでいきます。ふるさと納税の商品にも精麦等を入れる予定にしておりますので、プラスアルファの要因はあるわけなんですけれども、基本的には利益を優先していこうという考え方の中で、そういった収支計画を立てているというところでございます。

高井國年議員 それは課長さんも申されたようにお聞きしておりますけれども、反対に言えば正職員が2人やめたけれども、給料面については150万アップになっておるということですね、これ数字からいくと、27期には。前年度対比からすれば大きな数字になっております。それで、いわば年間にどうですか、給料なんかでしましたら、年間5万円ずつずつとアップしていつてる。パートを含めですけど、二十何人で5万円程度のアップ率で、こんなんの仕事する気が起こるのかなと、その下の賞与についても年間8,000円しかあげてない。正直な話申し上げまして、企業は人材、人材は企業というような言葉がございまして。やはり、なぜそういうふうに言うかということ、ほんまに消極的、これから返していかなあかん金も多々あるのに、こんな消極的な、そしてまた職員の意欲をなくすようなこの金額でやっついこういうんやから、ちょっとどうかなと思うんですが、やっぱり金を突っ込んででも、これからの町住民に対して、失礼がないような形で進めていっていただけたらと思います。

正直な話申し上げまして、議案第48号につきましては、委員会で僕賛成しておりますので、別にクレームはつけるつもりはないんですけど、それも踏まえて、頑張っていたきたいということです。

次に定款でありますけれども、この定款は前の委員会で小林委員さんが申されて、提出していただいた定款なんですけれども、僕定款初めて見たんですけれども、この定款につきましては、平成2年6月でしたか、もちむぎ食品センターが株式として登録されたということなんですけれども、これは法務局に登録された定款なんですか。

地域振興課長 基本的に登記のほうには係っていないと聞いております。

高井國年議員 株式をとるんであれば法務局に登録というのはされておるんじゃないんでしょうか。

地域振興課長 確認をさせていただきたいと思います。

議 長 調査のため、しばらく休憩をいたします。

再開は2時15分といたします。

◇

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時15分

◇

議 長 会議を再開をいたします。

近藤地域振興課長、答弁を求めます。

地域振興課長 配付いたしました定款で最終登記になっておるというふうに聞いております。

高井國年議員 そうではないでしょう。何で僕がこんな疑問を持ったか。「聞いておる」ではない。これには法人、まあいわば3条、本店の所在地、当社は本店を兵庫県神崎郡福崎町に置く。こんなもんあれへん。法人登記というのはあくまでも番地まで入ってこなあかんもんを入れてない。これがまず一つ、変に思ったのは。

それから、6条削除、普通やったらこれは、本当の6条は削除して7条が6条にならなあかんのです。これは法務局へ行ったらすぐ指導受ける。

それから、この文章の中で句読点が入れるとこと入れてないところがあるということ。

それから、そういうことを踏まえて、多分してないでしょう。しとったら、この住所は必ず載っとる。普通誰でも、住所を持つとる。ましてや、法人格に住所がないことは絶対あれへん。だから、多分確率は薄い。もうちょっとこれを整理して、できてないやつはできてないですぐにそういう処理をしとかなしやあない。社長がね、立場ないですよ。

それはもうできとるできてないは別として、もしできてなければ早急にして、住民なり皆さん方、ご迷惑がかからんように対応するように、それぐらいしか言いようがないですもんね。これは担当課長たまたま辞令でそこ行っただけで嫌な思いさせられてかわいそうやけども、しやあない頑張ってください。

それで、まあそれはそうとして、この定款自体の話させていただきたいんですけど、平成2年6月に設立してこの定款こしらえたと、こないだ近藤課長が配ってくださったのは、第2条の目的はちょっと文言をいらいましたということでした。そうでしたね。それ以前はこれ何もいろてない、この定款。こないだこれをいろただけ。

例えば、平成25年6月25日の経営検討委員会に出した定款、この定款と違う。大方はおうてますけども。違ってますよ、これ。定款がそないころころ変わるいうのはおかしい。

担当課長さんこれは、いろた言うたのはこれだけですか、目的のここだけをいろただけ。それで聞いとる。どうなん。

地域振興課長 経営検討委員会から提言がございまして変更しておりますのは、ここの第2条に特産もち麦を生かした福崎町の活性化に寄与する、これを入れるということで提言をいただきまして、この変更はしたというふうに聞いております。

高井國年議員 定款ちゅうもんはつくったらよっぽどのことがない限り変われへん。その平成25年6月25日に出した定款とこれと対比したら、対比して一遍見てください。定款ではない、走り書きや、どっちも。文言が全然成り立ってない。

だから、こんなんで大変なことをこれからお世話にならなあかんの、基本になる定款が登記はしとるかしてないかわからへん、ましてや内容が変わった部分がある。特に申し上げますか、一番大事などこ、反対に言えば、この契約をなさった社長と副町長の間で、副町長にちょっとお聞きしたいけれども、監査委員の役目とは何かということ、世間一般で言うたら何かということ、ちょっとご指導いただけますか。僕も2期の後半でしたか、議会からの監査委員いうのをさせていただきましてけれども、監査委員とはどういう職務かいうのを教えてください。

副町長 その目的に沿って、その理念に合ったように物事を図っていくかどうかといったような事柄が一番の監査委員の大事な仕事、重要な仕事だと思っております。

町につきましては、予算執行もさることながら、その中における目的遂行、こういったような事柄を監査の対象といたしております。

高井國年議員 はい、ありがとうございます。お配りいただいた、この定款いうんですか、この紙ですね。20条の2、社長、どないなとん、この20条の2、今、副町長が言われましたけども、社長さんとして、この20条の2をどのような感覚で、この文言に出されたか。

地域振興課長 この20条の2に関しましてですけれども、ちょっと休憩いただけますでしょうか。確認させていただきます。

議長 確認のため、しばらく休憩いたします。

◇
休憩 午後 2時21分
再開 午後 2時30分
◇

議長 会議を再開をいたします。

地域振興課長 まず、定款これが最新というふうに確認をいたしました。

第3条、この表記につきましては、基本的にこれでも間違いではないということで、両方のやり方があるということで、それ以外の詳細につきましては取締役会で決定すれば足りるということも確認をしております。

それから、第6条の削除につきましても、きれいではないですが、これが誤りとは言えないというふうに確認をいたしました。

それと、議員ご指摘のようにちょっと内容的に表記が変わったりしております。この第20条の第2項につきましても、新たにつけ加わった形としておりますけれども、これにつきましては、定款の変更登記をするに当たって、法務局から指摘を受けたところを修正したところでございます。

第20条の第2項につきましては、そもそもその監査役の権限というところが会社法に定められております。381条で申し上げますと、監査役は取締役の職務の執行を監査する。その場合においては、監査役は監査報告をしなければならないという規定がございます。

基本的にこの職務の執行の監査、これについての適用除外が389条に規定をされております。公開会社でない株式会社は、第381条第1項の規定にかかわらず、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができるというところで、この条項を適用するために、この定款にこの文言を盛り込んだということでございます。

高井國年議員 まあ間違いではないですけれども、もうちょっとすっきりした定款をこれから出すようにというと同時に、定款が何部も同じような文言、文言もまあ言えば今言われたように、こないだもうたもんには20条で監査役及び役員及び監査の範囲という文言、括弧書きしてある。25年6月に出したやつは20条は取締役及び監査役の選任というように文言が変わってある。間違いであるかないの問題ではなしに、これが自分らでは直近にもうた定款や。全然違っておるということは間違いではないより、完全にアウトや。文言に間違いはないより、これが生きとるかというたら、違うでしょう。この経営検討委員会に出した、これはどないなっとるんや。

地域振興課長 時系列的に申し上げますと、その時点ではその定款であって、現在この定款になっておるということでございます。

高井國年議員 もうちょっとすっきりしたやつを今度は出してもらうように。何もこれを責めとるんやなしに、もうちょっと気をつけてほしいということです。ほんでこんな普通ではあり得んような6条削除で、こんなもん文言置いとくこと自体がもうおかしいし、住所はちゃんとはっきり書いておくこと、こんなん当たり前のことなんですよ。大体普通の法人登記したら、こんなもんは入って当たり前。

ほんで、そういうのんもあるし、僕もそれほど優秀ではないんですけれども、この文言なんか、句読点の打ち方が非常におかしい。それもちょっとよう確認してするように。

まあ、そういうことですので、まあ確認しておいてください。ほんで今度、ご提出いただくときは、すっきりしたやつをご提出いただきたい。

次の質問に行きたいと思っております。時間もありませんので。

役員に賦課している金銭、今どれぐらいの回収をしておるんか、回収率お願いします。

地域振興課長 再建計画に基づく役員負担の回収状況ということでよろしいですか。

高井國年議員 そう。

地域振興課長 回収は64%でございます。

高井國年議員 それではその残りの36%、どういうふうな形で進めていくか。今1億1,600万円も踏まえて、すごくこう苦しい運営状況にある中で、36%残しとるということはどういうことか。

地域振興課長 この件につきましては、これまで町長から何度か申し上げております。その形で考えておられると、考えております。

高井國年議員 それでは町長さんにお伺いします。今、近藤課長からも言葉出ましたし、また前の福田の議員からも質問があったときに、最終的には私が責任を持ちますというお言葉を出されたと思いますので、それじゃまたこの議会においても、宮内議員が質問されたときに、命があれば対応するというふうなお言葉を出されたと思うんで、そのほうをちょっと聞かせていただきたいと思います。

町長 この問題が出されたのはかなり前でありまして、そのときに私は、どうするんだというふうに問われまして、私が責任を持とうと思っておりますということをおっしゃるわけでありまして、当然そういう方向で解決をしていこうと、それは全然変わってはならないわけでありまして。

高井國年議員 ならば36%の残額の金額を明記していただきたい。

地域振興課長 現在1,439万円でございます。

高井國年議員 それでは1,439万円に対して、町長は責任を問われるということでございますか。

町長 これにはいろいろなケースがあるわけでありまして、一定の段階、会長さんに対する裁判が行われているわけでありまして。ですからその裁判における決定事項の比率でもって行えば、それは社会的責任も道義的責任も果たせるのではないかとこのように私は思っております。

高井國年議員 抽象的ではなくて、この1,439万円に対して、町長としてお言葉を出された以上、この金額的にはどういうふうな形で、ただ裁判がまだ未定やから、確定ではないので、方向性が出せないということでございますか。

町長 そこまで記憶はないのできちっと調べてみないとわからないわけでありまして、けれども、当時ある一定の金額に対して裁判が行われました。その裁判において、裁判所はこの比率で返済しなさいという形で一定減額された金額があるろうと、そのように考えております。その減額率でもちまして、私はきちっと今1,400万円ほどの金額を提示されましたので、それはきちっと責任を持たなければいけないだろうなというふうには思っております。

高井國年議員 大変失礼ではございますけれども、先ほど、最初の志水議員がおっしゃいましたように、もう少ししたら節目を迎えるわけでありまして。そのような中で、やはりけじめとして、町長として、また先ほどもお言葉がありましたけれども、社長としてはここには出席できないけれども、その対応策としてピシッとした回答をいただきたいなどは思いますけれども。

今言われるのは抽象的なことばかりで、第1回目の質問者に対しては、まだ考慮中であるということでありまして、節目は11月末には節目が一つ迎えられる。これはどっちになるかは別として、やっぱりこう節目を迎えるに当たって、町長としてどのようなけじめをつけるかということをお聞きしたいわけでありまして。

町長 先ほどの答弁で意が尽くされていないとすればちょっと困るわけなんですけれども、きちっと責任をとろうというふうに思っておるということでもあります。

しかし、金額につきましては、先ほどありましたように、裁判の結果満額ではなかったということでありまして、私自身はこの当事者ではないわけでありまして、追求した側というんでしょうか、この会計を明らかにするために努力したというんでしょうか、そういう立場の者でありますから、この事件には何ら関係はないわけでありまして、議会でそのように答弁をいたした以上、私はそれについてはきちっと責任をとろうというふうに思っているわけでもあります。

高井國年議員 それでは反対に近藤課長にお聞きします。この64%に対しまして、今の町長の言葉の中にもありましたように、減額に対する64%の数字をここに挙げられておるのか、それとももとの数字の64%なのか、ちょっとそれだけ確認したいと思います。

地域振興課長 和解後の要請額でございます。

高井國年議員 できるだけ、負の遺産を残さないような形でご配慮賜りたいと思います。

地域振興課長 補足をさせていただきます。1,439万円と申し上げました中には、まだ継続的に負担をしていただいている方がございます。

高井國年議員 それは大体団体でしょう。個人ではないでしょう。そやから、私が言うとするのは、団体はもう仕方がない。まあいわば株主やさけ。各種団体においてはね。そういうふうな形で十何万とか、そんなんはわかっております。そやけれども、自分が思ってるのはこの64%に対して個人がそのままの負担であったら、その話はないですよということですけども、今減額された形での64%いうのであれば、それはそれで仕方がないと思いますので、結構かと思えます。

それはそれとして、自分個人の考えでもありますし、住民の一部の考えでありますけれども、後ろにおいでの各議員さん方や関係各位のご協力なりご配慮を得て、得てというか、得なければならぬ話でありますけれども、私もこういうの勉強不足でわからないんですけども、この1億1,600万円足らずの金額ですけども、これ副町長さん契約者としてなっておられますけれども、反対に言えば一つの提言なんですけれども、ここでパーンと町が債務放棄してやね、何とかそういう対応はできないか。

もうこれ正直な話言うて、前も600万円から300万円、600万円的时候は20年でした。300万円にしたら、その倍の40年、そんなもん40年も自分らここにおるもん誰も生きてませんよ。それを負の遺産として残す。それよりも今思い切った形で各議員さん方のご協力、また関係各位のご協力をもって、この債権を放棄、町がして、もう正直な話申し上げて、もう僕も近藤課長は好きやけど、近藤課長にあんまり言いたないもんね、こんなもん、もう。2回も言いたない。そんなんよりも、今すっきりした形で、いろいろ問題はあろうかと思えますけれども、町が1億1,600万円弱の金を放棄していただいで、この本当に今もち麦というのはもう全国的に有名になってることでありましょうし、この第三セクターとしては成功した事例であるように私もお聞きしております。

そのような中で、ずっと継続して話の種になるよりも、今町が思い切って、町は黒字で1億やなんやかんや言うてるけれども、例えばそんなんでもぶち込んだりして、何とかしていただいで、今大変失礼ですけども、町長兼社長でありますけれども、またこの役員も無報酬でしながらこういう負担をかけられたということ、大変失礼ですけども、それはもうそれでも全部チャラにして、町もそのかわり、町の住民の方々の税金ではありますけれども、それも踏まえ

て何とかええ方法をもって、近々これを放棄する方法はないのでしょうか。

副 町 長 財政的には放棄する事は可能であります。

もう議員がおっしゃっておられますように、もち麦につきましては福崎町の特産品としてこれらに対応しようというインセンティブな取り組みが平成2年度から取り組みが行われました。

定款にも書いてありますように、これら特産もち麦を生かした福崎町の活性化に寄与することを目的といったような事柄があります。これらが1億1,600万円の債務が現実的にこのもちむぎ食品センターの財政というのでしょうか、運営するそういったような形の中で、この1億1,600万円に例えば利子相当分が課せられておるとか、そういったような分であれば、このセンターに対する非常に重たい事柄になろうかと思うわけでありましてけれども、今のところ町からは無利子貸付といったような形を整えさせていただいております。

重たい事柄はそのとおりでありまして、これらがこの負債等が次の営業等に、負担をかけておるというのも事実であります。例えば、アルコール類をこのもちむぎのやかたで食品センターが取り扱うといったような事柄は、こういったような負債があるがために、取り扱いができないという事柄もございます。大きくそれらに対応しようとするならば、こういったような負債がなくなれば、一つの大きな転換期を迎えるといったような形になろうかと思っております。

住民さん、それから議会の皆様方のご理解、そういったようなものがいただけるのであれば、債権放棄することは可能ではあります。

私ども町といたしましては、それらを含めて念頭に置いておるわけでありましてけれども、その前にやはり県の補助金、国の補助金をいただきながら、もち麦産地振興協議会を平成25年度に立ち上げをさせていただきました。池上幸江先生をお迎えして、催し物をしたり、そういったようなものを繰り返しながら住民の皆様方にもち麦の特性等を訴えかけをさせていただいております。

この会社が健全なる会計でできるような形になると、それからこのいわゆる無利子貸付分がこのセンターに対して負担をかけておるといったような事柄がそれぞれにあるのであれば、研究をしながらといったような形になろうかと思っております。

答えになるかどうかわかりませんが、この無利子貸付をいわゆる債権放棄をすることは可能であるかないかと言われれば可能であるという事柄であります。

高井國年議員 はい、ありがとうございます。そのようなお言葉をいただけたら、本当に今後のもちろん職員として、またもちむぎ食品センターの方々もそうやと思うんですよね。議会があったら1人か2人は必ずこういう話が出てくる。ほんまにつまらん思いで、もう近藤課長がかわいそうなもんや。辞令1枚であっち行ってえらい目して、それまで花形の企画財政課長やったのが。

まあ冗談はさておいて、できる限りやはりもちろん自分もそうでありましてけれども、各議員さん方もそのようなこれからのもちむぎ食品センターに対して、伸びるんであればできるだけ協力は惜しんでの方はおいでになれないと思っております。できるだけのご協力をさせていただけると思っております。またそれは皆さん方のご意見なり、ご相談なり、また全協なりに来られて、それともちろん住民の方々にもご理解できるような方策をもって、負の遺産にだけはならんような形で推し進めていただければ、また自分らも協力できる範囲は協力させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。大変苦言を申し上げましたけれども、どうかお許しいただきたいと思います。これもまた福崎町民のためでございますので、よろしくお願いいたします。

議 長 高井國年議員の一般質問が終わりました。
しばらく休憩をいたします。
再開は3時5分といたします。

◇

休憩 午後 2時50分
再開 午後 3時05分

◇

議 長 会議を再開いたします。
次、6番目の通告者は小林博議員であります。
質問の項目は
1. 情報管理とマイナンバー制度について
2. 防災対策について
3. 教育施設の充実について
4. 福崎町の歴史の保存継承について
5. 中小企業の振興について
以上、小林博議員。

小林 博議員 国会では、労働者派遣法の改悪が行われたり、あるいは何よりも戦争法案が強引に進められようとしています。憲法がときの内閣を縛るものでなければならぬのに、ときの内閣が憲法を自由に解釈をしてしたい放題しようという、まことに憲政の常道を踏みにじるようなやり方が進められていることに強い危惧を感ずるものであります。

そういう中で、この前回は質問をいたしましたけれども、このマイナンバー制度というものも、そういうものの中にどう位置づけられておるのかという点を思いながら心配をしているわけでありまして。

年金の情報漏れは大変ひどい内容が明らかになりました。非正規雇用の拡大や、あるいは民間会社を下請化されたものがどこまで下請、下請で行って、国民の大切な情報もてあそばれておるのかというふうに言えるような、そんな内容であります。

こういう形でマイナンバー制度が実施をされて、税、社会保障だけでなく一人一人の医療情報まで全て入っていくということになりますと、これはもうとんでもないことになるのは明らかであります。

したがって、マイナンバー制度はいったんここで中止をしていくという、ということが適当ではないかというふうに思っておるところであります。

牛尾議員の質問に対して、そうは言いながらもマイナンバー制度についての福崎町での準備状況が報告をされておるわけでありまして、現実的にそのスケジュールに合わせて、どんどんと町で実際上進められておるのか、簡単にお聞きをしたいと思っております。

企画財政課長 マイナンバーの準備状況でございますけれども、26年度から制度に対応するためのシステム改修、住民基本台帳システムでありますとか、税務システム、福祉関係、そして番号連携サーバ、こういったものの改修に取り組んでいるところでございます。

27年度も引き続き取り組みを進めてまいりまして、番号が個人に通知をされます27年10月までに整備を完了させるということでございます。

またそれに合わせまして条例の関係につきましても、牛尾議員のところでご説明、答弁申し上げましたけれども、特定個人情報保護に関する条例でありますとか、あと庁内連携などを行うための必要な条例の整備について、総務課を中心に進めておるところでございます。

また、カードの発行につきましても、27年10月に個人番号通知、そして28年1月から希望者に対して個人番号カードの実際の発行を行いますので、それに向け、準備を進めているところでございます。

小林 博議員 国や県のほうからはそのスケジュールに沿ってどんどんと準備を要請されてきておるとい状況でしょうか。

企画財政課長 特にスケジュール、本体の番号法の法律はもう通っておりますので、スケジュールどおり進めておりますし、国のほうも追加の国庫補助の予定もございまして、9月補正において必要な国庫補助の分の補正予算を計上したいと考えておるところでございます。

小林 博議員 そこで、このまま実施をされると先ほど言いましたように大変心配な状況が出てくるわけでありましてけれども、福崎町においては情報管理はどんなふうになっているのか、既に福崎町もいろんな情報が、コンピュータでは管理をされておりますけれども、その情報管理についてはどんなふうに進められておるのかという点について、お聞かせをいただきたいと思うわけでありまして。福崎町にも非正規雇用もあれば、あるいは役場外の施設、あるいは学校等もあるわけでありましてけれども、そういったところでの1人のパソコンの管理の方法でありますとか、あるいは持ち帰っての仕事しておるようなことはないのか等、あるいは委託されておる管理会社の情報管理がどのようになっておるのか、それらについてはちゃんと確認をされておるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

企画財政課長 まず、役場内の電算処理の運営体制につきまして申し上げますと、副町長を委員長とします課長級で構成します電算処理運営委員会という組織をつくっております。ここで電算処理、またセキュリティの運営方針につきまして決定をしております。

また、各課に電算のプロジェクト委員と、情報セキュリティ委員を配置をいたしまして、こういった問題が起きた場合の情報共有、そして情報保護の徹底、各課の状況や問題点を把握いたしまして、対策を検討しているところでございます。

こういった情報流出が起きないように、セキュリティ対策としましては、今役場内でLANを構築して事務を行っておりますけれども、ウイルスソフトでありますとか、あと必要のない、また危険なサイトを閲覧できないようにフィルタリングをかけ、規制をしております。

また、権限がないとアクセスできないとか、自由に外部からフリーソフトなどをインストールできないように安全性に考慮し、対策をいたしまして、安全性の確保に努めているところでございます。

そのセキュリティ委員会を中心としまして、外部の組織、施設につきましても、セキュリティ対策の徹底を図っているところでございます。

あと今申されました、例えばシステム会社に情報を貸し出すときでございますけれども、町には情報セキュリティ対策基準を設けておりまして、こういった情報の貸し出しにつきましても、電算処理運営委員会での承認でありますとか、あと契約書におきまして、遵守事項の明記を行っております。そして、厳正な対処を企業に求めているところでございます。あと、基幹システムを管理しておりますさくらケーシーエスでございますけれども、毎月定例の打合せ会を

実施しまして、こういった情報保護などの問題点につきましても、協議を進めているところでございます。

総務課長 仕事を家に持ち帰っている職員はいないのかというようなご質問があったと思うんですけども、仕事の持ち帰りについては確認ができておりません。ただ、業務を自宅で行うということは文書の漏えいの観点からも望ましいことではありません。保管文書等は許可を得ないで庁舎外に持ち出すことはできないことに文書管理規定の中でなっておりますので、職員への周知の強化に努めてまいりたいと、このように思っております。

小林 博議員 委託されておる会社が、それこそ下請、下請というふうな形になっておるといふふうなことはないんでしょうね。

企画財政課長 福崎町の場合は主な基幹システムにつきましてはさくらケーシーエスでございます。そこはそれぞれ専任のSE、システムエンジニアを雇っております、それぞれ担当を決めて、その担当者がシステムの更新を行っておりますので、特に下請の事実はございません。

小林 博議員 教育長にお聞きをいたしますけれども、先ほど触れましたように役場の庁舎外の施設ということになりますと、教育委員会管理というのは非常に大きいわけですけども、その部門での情報管理というのはどのようにやられておりますか。

教育長 基本的には本庁と同じように個人情報あるいは公的な情報の持ち出しは原則禁止をしております。ただ、どうしても仕事上必要がある場合は、上司の了解を得て、ごく一部でございませけれども、認めている場合もあるのではないかと思います。

小林 博議員 どんな便利な機械でも、結局扱うのは人間でありますから、その人間に悪意があればどうにでも活用できるということになるわけですね。

どんなにこう規定をつくっておっても、そういう悪意があればUSBなりSDカードなり、そういうものを使えば、もうそこで持ち帰ろうと思えば、どこでも持ち出せるわけですから、そんなことのないように、徹底のあり方をぜひやってほしいというふうに思うわけです。

そういうことで、日常の役場の情報管理についても、これは町民の皆さん方から何人かからそういう質問も、このマイナンバーに絡んで受けておりますので、ここでお聞きをして、そして福崎町の情報管理はこうなっておりますということをお知らせするために、質問させていただいております。

そういう面で、今後とも情報管理については留意をしていただきたいと思います。そこには役場内での職員間のいろんなその団結の状況とか、仕事の協力の仕方とか、いろいろそういう気分的な問題も合わせて考えていただく必要があろうというふうに思います。

マイナンバーについては、ここでどうこう言ってみても、なかなかつまらない問題ばかりで、基本的な問題については、前回言いましたのでこの程度にしておきますけれども、心して準備をやってほしいというふうに思います。

防災対策についてということで、いつも同じようなことを書いておるようですが、前回もこの非常備消防の件については質問しましたが、それ以降も町の中を歩いておりました、やっぱりこの消火栓がかなり古いものがたくさんあります。もう数十年前のものがたくさんありまして、昭和50年代のものも箱に書いてあるものもありますので、これらについては新しい、よい機能のものにつくりかえていく必要もあろうかというふうに思うんです。それらが自治会の財力

との関係もありますが、消火栓の重要性から鑑みて、福崎町の消火栓器具に関する補助規定を若干改善されてはどうかというふうに、前回に引き続いて改めて質問をするわけですが、どうでしょうか。

住民生活課長 議員ご指摘のように、非常備消防の設備ということで非常に重要なものとは思っております。ただ、そういった設備の充実につきましては、整備に係る経費だけではございませんで、出動手当や団員交付金、分団交付金など非常備消防費、ひいては常備消防費も含めて、そういった形の中で見ておりますので、そういった全体を見て、中で検討していかなければならないというふうに思っております。

小林 博議員 どう解釈をしてよろしいのでしょうかですが、全体を見ながら検討するということですね。

住民生活課長 そのとおりでございます。

小林 博議員 いったん火事が起こりますと、消火栓というのは非常に重要な役割を果たしております。そこにはその機能が損なわれておる部分も、事故のときになって改めて思うことがありますので、ぜひただいまのこの質問の要旨につきましては、検討を加えてよい答えを出していただきたいというふうに思います。

次に、梅雨に入っております、出水期であります。昨年は大水が出るというふうなことは少なかったわけでありまして、これから集中豪雨等もあるわけでありまして、台風等の時期でもあります。出水期を迎えて、その準備がどのように整えられておるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。これはもう雨が降る時期でありますので、確認の意味であります。

住民生活課長 出水期を迎えてということではありますが、水防団員につきましては、昨日行いましたような水防訓練、それから、水防講習会などを実施いたしまして、団員の知識、技能の向上などを図っております。

また、水防資材におきましても、水害に対応できますように、東西の防災備蓄倉庫におきまして配置をしております、具体的に土のうなどにつきましても、昨日つくっていただきましたが、約1,000袋ほどすぐ緊急時に即時対応できるようにしておりますし、土のうの袋、土のみの配置もしております。また、杭なども300本程度配置をして準備をしておるところではございます。

小林 博議員 そういう数値はこれまでの経験に照らして大体十分な数字というふうに確認しておいてよろしいですか。

住民生活課長 そのように考えております。土のう等はたくさん出るわけなんですけれども、足りない場合はその都度対応していくということで、考えております。

小林 博議員 それでは、いざというときの準備に十分な対応を整えておいていただきたいというふうに思います。

次に、雨水排水幹線が大門福田線の廃止に伴って廃止ということになりまして、その代替機能の検討をするということで、現在の直谷川を七種川までを中心にした方向で検討するというふうな話が1回示されたわけでありまして、それらはその準備といいますか、調査設計等の準備は進んでおるのでしょうか。

上下水道課長 代替機能を確保するため、福田大歳神社から下流の直谷川の改修について、昨年度中に現地調査を行い、排水量から水路断面等の概略検討を終えています。

今後必要となる実施設計の時期につきましては、現在事業を推進中の川すそ雨水幹線の整備や駅前周辺整備に合わせた駅東雨水幹線整備を優先するため、これらの事業進捗状況を踏まえ判断していきたいと考えております。

小林 博議員 わかりました。そこまで準備が進んでおるなら、早期な着手を求めていると思うわけですが、今も話に出ました福崎駅周辺整備関連の排水対策について、

計画の範囲あるいは排水の経路等、計画の概要についてお聞かせをいただきたいと思います。

上下水道課長 福崎高校や福崎駅などを含む七種川第3排水区約20ヘクタールの雨水対策として、駅東雨水幹線の詳細設計を行っております。

雨水管渠につきましては、駅の北側、湯口踏切付近から福田水源地あたりまで新設する県道甘地福崎線や町道駅南幹線の道路内に整備することとして、道路及び駅前広場と整合を図った計画とする予定としております。

小林 博議員 その整備によって、いつも水害に悩まされておる湯口踏切北側付近などの区域も含めて解消するということになるのでしょうか。

上下水道課長 湯口踏切付近の冠水被害につきましては、踏切部のJR協議が必要となるため、駅周辺整備に係る調整の中で、JRにも横断部の水路改修への協力を求めていると考えております。

小林 博議員 いずれにしても、高校のグラウンドから出る排水対策ということが基本の一つにはなるわけですが、それも含めてですけれども、今回のこの駅周辺の排水対策の関係の中で、できるだけこの市街地の排水がうまくいくようにやってほしいというふうに今思っております。

整備の時期としては、それでは先に質問をいたしました福田の部分よりも、駅前のほうが優先されるということですか。

上下水道課長 現在ご承知のとおり駅前周辺整備を行っております。先ほど申し上げましたとおり、新設される道路等に雨水管渠を敷設しようと考えておりますため、その駅前周辺整備と合わせた推進を行っていく予定としております。

小林 博議員 はい、わかりました。

それでは、大歳神社前のあたりにつきましても、大変心配な区域でありますので、ぜひそのほうの準備も進めておいていただきたいというふうに思います。

次に、教育施設の関係でございますが、この1年、2年ほど学校のトイレの話をよくしてきましたけれども、昨年度の補正予算で組んで、予算のときの予定のものが一部執行できなかったのではないかというふうに思うのですが、それはどのように事業が進んだのか、今後の推進状況について、お聞かせをいただきたいと思います。

学校教育課長 前年度小学校のトイレの洋式化ということで事業を計画いたしました。ただ、予算の関係で4校全部はできませんでした。福崎小学校、田原小学校、八千種小学校の3校の工事が完了したところでございます。

新年度になりまして、残りの高岡小学校分については、今年度工事を行うということで業者選定を終えまして、工事着手をするところでございます。

小林 博議員 それではその後のその他の計画についても、中学校を含めて、どれぐらいの進捗を計画されておりますか。

学校教育課長 中学校につきましては、各階に1カ所ずつ、男女1カ所ずつの洋式化ということで進めておりまして、これまで西中、東中ともに1階と3階の整備が終わったところでございます。

今年度につきましては、残りの階のうち1階部分、男女1カ所ずつの洋式化工事を予定しているところでございます。

小林 博議員 和式も必要でありますので、全てを洋式にというわけにはいかないと思いますけれども、満足できる範囲にまで早く高めていただきたいというふうに思います。

次に、社会教育関係のほうに入りますけれども、青少年野外活動センターは、教育施設ということになっておるわけですが、教育施設としての目的だけでは

なしに、一般の町内外の方々を含むレジャー的な施設としても広く利用をされておるところであります。

そういう状況でありますから、そういう状況に合わせた管理条例の改定なども考えられてもよいのではないかという声をよく関係者から聞くのでありますが、その点について教育委員会で検討されておりますでしょうか。

社会教育課長 野外センターにおきましては、今議員言われましたとおり、キャンプ場としてよりも青少年健全育成施設として条例制定をいたしておりますので、利用料につきましては非常に低額になっているかと思えます。

福崎町におきまして、社会教育施設全体、文化センター、エルデホール、また体育施設など、こういった施設は他市町に較べましても比較的安くこう設定しているのではないかなというふうには思っております。

ただ、本来受益者負担の原則から考えますと、安ければよいというものでもありません。今言われましたように、施設の維持管理費や事務経費、コスト面なども検討して、使用料を積算することも必要かというふうに思っております。

他市町を見ますと、使用料、手数料の見直しに関する基本方針などを定めて、使用料も決定しているところも少しずつふえてきているようでございますので、こういった野外センターだけではなしに、町の施設全体につきましても、そういう方面からの検討も必要かとは思っております。

小林 博議員 あんまり高いのは私も歓迎はしないわけですが、特に野外センターについては教育施設としてのその目的に沿って使う場合は、これはもう町内の青少年の教育目的ですから、ある意味で無料でもよいというふうに思うんです。

大人が行って宴会的に使用して、そして泊まっても、シーツの洗濯代にもならないというふうな状況は若干改善されてもいいのではないかというふうに思ったりもいたしておるところであります。

したがって、こういう質問になってしまったんで、ずっと前からこの声は聞いておったんですけれど、あんまり値上げに伴うような話は私としてはしたくないなと思って辛抱しておったわけですが、いろんな施設ができてまいりまして、その整合性からいいましても、目的外の利用については若干の検討も要るかなというふうに思ったりもするわけであります。

次に、さるびあドームがオープンをいたしまして、3カ月目になっております。4月、5月の利用状況と、それから利用者の意見等について、寄せられておりましたら、お聞かせをいただきたいと思えます。

社会教育課長 さるびあドームにつきましては、4月から新施設としてオープンをいたしております。4月の利用状況でございますが、1日を通して利用されない日は4月で4日間ございました。5月は31日全ての日で利用がございました。平日のお昼など利用されない日もございますが、おおむね多くの方に利用いただいていると認識をいたしております。

意見等でございますが、利用者からよく聞く意見が、やはりグラウンドがやわらか過ぎるというような意見は聞いております。また、グラウンドゴルフ等の利用が多いので、ベンチなどを設置してくれという要望がございました。

あと、3月にお試し期間があつて寒い時期があつたんですが、そのときは非常にこの中が寒いというような意見もございました。

小林 博議員 利用状況は昼間見ておりますと、どうなのかなというような感じもするわけですが、ただいまの報告を聞きますと、一定の回数は利用されておるといふふうなことのようであります。

特にこの冬の時期だけでなく、もう11月ごろから4月まではかなり寒い目

に、かなり長期間にわたってあいそうだというふうにも、これまでの経験からして思われます。

したがってこの寒さ対策を何とかして、この秋までにしてもらいたいという強い強い声をたくさん聞いておるところであります、検討しておられるでしょうか。

社会教育課長 今言いましたように、3月のお試し期間中にはそういう寒いという苦情もいただいたわけですが、今から暑い夏を迎えます。基本的には屋外の施設という位置づけをいたしておりますので、例えば半分は屋根のない日の当たるところもございます。

それから、ドームの周りに風よけの囲いをつければどうかという意見もございますが、屋根のあるところとないところを仕切りますと、施設の利用形態も変わってくるわけでございます、4月からオープンしてまだ3カ月でございます。まだまだ利用者等の苦情や意見も出てくるかと思っておりますので、一定の時期を見計らいながら、検討は加えたいというふうには思っております。

小林 博議員 11月になりましたら、もう寒い日が来ると思うんですね。グラウンドゴルフ等に使っていただこうとすれば、この寒さ対策も何とかしないと、半年間はもう寒くてしょうがないという、そういう苦情になろうかと思っております。例えば私の地元のほうでも、行ったけれどももう寒くて、少しだけやってすぐに、みんな帰ってきたというふうな話も聞かなくもないわけですし、そんなふうなことで、早期な対応を考えられてはいかかというふうに思うんです。

グラウンドのやわらかさについても、例えばフットサルなんかの利用もずっとされておりまして、フットサルに行った若い人の声を聞きますと、やわらか過ぎて踏ん張りがきかないというふうな、そんなことで、もうあんなところでサッカーできひんというふうなこととして声も聞いたりもしております。

どういう状況の中でああいうグラウンドになったのかは別といたしまして、そういうことも含めて、検討も要るのかなというふうに思っております、いかがでしょうか。

社会教育課長 グラウンドのやわらかさにつきましても、いろいろ意見は聞いておるところでございます。しかしながら、3カ月間の間にオープンしたときから較べますと、雨も降ってきておりまして、屋根のある分、ないところでちょっと硬さの差も出てきておるわけでございますが、屋根のある分につきましても、職員が定期的に水まきをしましたり、ローラーで踏み固めておるところでございます。

これもある一定の時期が来れば、ある程度の硬さも出てくるのではないかなと思っておりますので、少しの間様子を見させていただきたいというふうに思っております。

小林 博議員 あれだけ言うと思ったのに、一つも言うてへんのかいということでは、これは私も役目を果たせませんので、繰り返し意見を述べるということにいたしております。

本当にあの寒さだけは何とか対応してもらいたいと思っておりますね。

そういう状況で、このグラウンドが本当に喜んで多くの方々に、もう取り合いになるほど歓迎をされて利用できるようにしてほしいというふうに思うわけがあります。一定のお金もかかっておるわけでありまして、その投資効果を出していくためにも、それらは必要ではないかというふうに思います。

次に、これは石野さんからかなり出たので、簡単に置きますが、4番目の問題であります。福崎町の歴史の保存継承についてということで、過去にも何回かしたことがありますけれども、ことしの戦没者追悼式では、2度と悲惨な戦

争を繰り返してはならないという強い訴えに感銘を受けました。戦争体験を伝えていくこと、戦争の遺物を残していき、そして後世にそれを伝えて、2度と戦争を起こさないという、そういう世論をつくり上げるという面でも、非常に重要な役割が町にもあるのではないかというふうに思うわけですが、これらに対する取り組みが必要ではないかというふうに思うんです。

どのような施設が、福崎町にはあるんでしょうか。

社会教育課長 どのような施設というのは、その戦後70年でいろんなこの対応するといいましょうか、そういう意味でございましょうか。

小林 博議員 八千種に慰霊塔もありますし、あるいは高橋西谷のところには昔の弾薬庫の門も残されております。一方の西谷川のほうの門については、ちゃんと看板も立てて説明がありますが、南側の高橋側の門については、ちょっと放置の状況というふうなことがありますし、あるいは工業団地にはポール中尉を中心としたあしたの碑もあります。幾つかのそうした戦争に関する遺物というものがあると思うわけですが、これらは団体任せやら、例えば遺族会ですともう高齢化されておりますし、各地域でといってもその責任の所在ということが問題になってまいります。これらを一体として、町でしっかりと管理を継続するというふうな方向でやってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

社会教育課長 今言われた施設等、いろんな課がかかわっているかとは思いますが、十分検討させていただきたいというふうに思います。

小林 博議員 その責任の所在といいますか、それはあくまで窓口はこれから社会教育課長の答弁ですので、おたくへいったらよいということですね。

社会教育課長 当然慰霊塔でございましたら健康福祉課になりますし、ポール中尉でしたら総務課になるかと思えます。そういった、施設ごとで全体的な歴史的な分につきましては、相談はさせていただきますけど、その中での個別の対応というのはやはり担当課になるかと思えます。

小林 博議員 遺物とか記録を残すということは大事でありますけれども、それをどう使うかというのは大変難しい問題だなというふうに思っています。

1度だけですが、知覧の特攻隊の記念館にも行ったことがあるわけですが、あれを見て2度とこんなことがあってはならないというふうな思いで見ると、私が行ったときには、熊本の連隊が、もう連隊ぐるみでバスで来て、1日ずつとおりましたけれども、果たして自衛隊はこれを教育の場としてどんなふうにするんだらうかと思いつつ、見たわけでありまして、こうした戦争に関する記録、過去の記録やら遺物というのは、それをどう使うかという、そのところ本当に大切な課題であります。

したがって、保存と同時にその利用のあり方についても、ぜひ平和を守っていく、戦争はやらないという、そういう基本的な立場も明確にしつつ残していくということが大事ではないかというふうに思っています。

次に(2)ですが、まちづくりの記録の保存と活用ということでもあります。

庁内に福崎町の行政の記録保存はどのようにされておるんでしょうか。

総務課長 行政文書の保存という観点でお答えしたいと思います。行政文書の保管とか保存につきましては、文書管理規定に基づき行っております。

当該文書の重要度、資料の価値、効力、慣行などを考慮の上、保存期間を定めて保存しているところでございます。

永年、20年、10年、5年、3年、1年の6分野によって管理を行っております。

小林 博議員 役場の側も、あるいは地域の側も、それぞれ人も変わるわけでありまして、一

定の期間がたちますと、そんなもんあったかなというふうな状況がままなきにしもあらずでありますので、その保存については十分意を用いてほしいというふうにもいつも思うところでもあります。

また、現在の福崎町をつくっていく上で、いろんな工事やら事業がやられるわけではありますが、道標とか各種工事の記念碑なども各地にあるわけですが、これらが風化をして、字も読めなくなっているというふうなものもたくさんあります。苦勞してまちづくりをした記録として、保存継承させるような、そんな取り組みはできないでしょうか。

社会教育課長 道標もしくは工事の記念碑等の石などでできている石像碑につきましては、昭和61年から平成4年の間に地域の協力を得ながら悉皆調査を実施をいたしておりまして、平成4年には約800点、その成果を図録として今も歴民で販売をいたしておるところでございます。

この分につきましては、以前も小林議員さんから、いろいろ指摘いただいたこともございまして、今年度4月18日から5月31日まで、歴史民俗資料館で「拓本で知る福崎の歴史」、拓本というのは墨を使って石造物を紙や布に写す、そういうものなんです、そういった企画展も実施しておるところでございます。

小林 博議員 現地での保存についても、記録としての保存はそれはわかりましたが、現地でのそのもの本体の保存ということにも一定の意を用いてほしいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

社会教育課長 この800点の調査の後、貴重なものにつきましては、町の指定文化財に、平成8年ですが石造遺品ということで5点を町の指定文化財といたしております。それ以外の分につきましては、文化財として貴重なものではありませんが、なかなか町が全てを面倒見るとするのは難しいところでもございます。

また、このように調査の結果をこの場所を住民に知らせますと、現在その道標など所在地を公表すると盗難の可能性も高くなっている、そういったこともございますので、そういったものにつきましては、今後地域住民の方とこういったその文化財の重要性を十分研修を積んでいただく、そういった機会も設けておりますので、そういった形で地域の人に基本的には守っていただきたいというふうには考えております。

小林 博議員 それではよろしくお願いをしたいと思いますが、各地域で保存をしようというときには、何らかの配慮が今後考えられる必要が出てくるかもしれませんね。

次に、中小企業の振興についてということでお伺いをしておりますが、さきの議会で中小企業振興基本条例が制定をされました。その上の取り組みについて述べていただきたいと思うのであります。中小商工業者につきましては、その営業と暮らしの問題も含め、あるいは地域のコミュニティや安全な地域等の確保からも、元気な商工業というのは欠かせない、そうした社会的役割も持っておるというふうには考えておるわけでありまして。

この条例制定を知った住民の方からも、一定の期待の声も聞きましたので、一体これで町はどんなことをやってもらえるんだろうというふうな、そんな期待もありますので、その取り組みについて、お聞かせをいただきたいと思っております。

地域振興課長 今後、商工業振興基本条例をもとに施策を展開していくわけですがけれども、まずその商工業の振興ということを考えますと、やはり福崎町商工会、この役割が大きいと認識をしております。これまで以上にまず商工会との連携を密にしながら、取り組んでいきたいと考えております。

まずは商工業者、また町民の皆さんにもこの条例の趣旨というのを啓発してい

きたいと考えております。商工会のほうでは、この条例の趣旨周知を兼ねまして、各事業所を回りながら、商工会未加入の事業所へはそういった参加を、加入を働きかけていくということを考えられております。

町といたしましても、機会あるごとに町民の皆さんへの啓発を図っていききたいと考えております。

条例にもうたっておるわけですが、そういったことで商工業者の皆さんには地域に根づいた事業活動、また地域のイベントやまちづくり活動への参画など、地域社会の活性化にも取り組んでいただきながら、そういったつながりが、地域住民とのつながりが強くなることによって、町民の皆さんには、買い物はできるだけ町内の店舗でしていただくとか、家屋や新築のリフォーム、また修繕工事などは、町内の業者を使っただけというふうな誘導ができればと考えております。

小林 博議員 具体的な何らかの新しい施策なども考えられておるのでしょうか。なっ得商品券の強化とか、ポイントカードの新しいものとかは承知をしておりますが、そういうものを含めて新しい施策というのは何か打ち出されておりますか、あるいは準備をされておるのでしょうか。

地域振興課長 一つ今年度取り組む事業といたしまして、工業団地にあります各企業の紹介パンフレットを印刷する予定としております。これを学校関係ですとか各家庭に配布をいたしまして、どういった企業が福崎町にあるのか、こういったことを周知しながら、今後は町民の皆さんの就業先としても認識を深めていただきたいと考えております。

質問議員も言われましたように、あとそのなっ得商品券とかポイントカード、これは今年度実施するわけですが、これまでもやってきておりました町内業者を使ったりリフォームの場合に一部助成します産業活性化緊急支援事業、これも消費税の引き上げを機に補助率を見直して継続をしております。今後こういうものは周知をしながらやっていききたいと考えております。

具体的などころにつきましては、今後検討していくわけですが、とりあえず今年度そういった形で進めようとしております。

小林 博議員 条例の趣旨をぜひ広めていただいて、そうして広く町民の皆さんの声も聞きながら行政を展開してほしいというふうに思います。

また特に空き家の問題というのは、さっき、今議会でも取り上げられておりますけれども、この空き家利用というのは、これはもう急いでやる必要があるのではないかというふうに思うんです。神河町の例からも、町当局の積極的な関与があれば、商工業振興に大変寄与するというふうに思うわけです。

最近も神河町で大阪から越してきた方が新しくレストランを始められたり、あるいは若い結婚したての人たちが神河町に住んで、そこでいろんな活動をやっているというふうにあったり、神河町の事例を見るたびに、本当にこう頑張っているなという思いがするわけでございます。

国が空き家対策をやれというから、ほんならやろかというだけではなしに、積極的な展開があれば、特にこの商業という点では、福崎町は一定の人口もある、人も集まってくる、そういう町でありますから、空き家利用やあるいは空き店舗利用で商売をやっても、成功する可能性が非常に高い地域がらということが言えると思うんですね。

そんな点で、これはどこの課が担当することになるのかしれませんが、空き家といえばまちづくり課がやりますし、商工振興といえば地域振興課ということになっておるわけですが、私はこの商工業の振興という観点からも、空き家

店舗の活用というのは、急がなきゃならんと思うんです。

そこに町が介入をするということで、貸すほうも借りるほうも安心をするという、そういうことになるわけですし、ぜひこれはもう頑張ってもらいたいというふうに思うわけです。

朝来市などでも、朝来市応援団を設立して、SNSを通じて発信しており、大変参考になる取り組みがされております。

土地柄は福崎町は神河町とか朝来市というふうな過疎というところではありませんけれども、先ほど言いましたように一定の人口があり、人の集まる地域でありますだけに、商工業の振興には大変寄与できるというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

地域振興課長 志水議員からの質問でまちづくり課から答弁いたしました中にもありましたように、今後そういった空き家の所有者の意向調査ですとか、そういったことをしながら、空き家バンクについて検討していきたいということでございます。

そういった中で、先ほど紹介がありましたような神河町も参考にしながら、商工面での取り組みができないか、これは研究をしていきたいと考えております。

あわせて、朝来市の例も出していただいたわけですが、福崎町といたしましては、観光協会のほうで観光PRサポーターというのを今年度募集しております。そういった方々をお願いをしながら、観光面、また商業面、そういったPRも一緒にやっていただければというふうに考えております。

小林 博議員 それから、これまでの施策についても考えてみなければならないと思うわけですが、福崎町の町単独の融資制度が始まって大変長い歴史を持つわけなんですけれども、この利用状況は向上をしておるわけでしょうか。

地域振興課長 最近では5年間で見ますと、平成22年度から貸付件数で申しますと、8件、5件、7件、6件、5件ということで、平均6件程度で、貸付金額におきましては、5,600万円、4,300万円、6,200万円、3,550万円、昨年度は1,500万円という状況でございます。

これにつきましては、金融機関とも年に2回ほど打ち合わせもしながら、ご意見もいただきながら、できるだけお客さんにも紹介をしていただきたいということをお願いをしておるんですけれども、いずれにしても、利用者にとってのメリット、それから福崎の場合は県の貸付利率からマイナス0.2%という利率を設定しております。逆に言いますと、金融機関のほうのメリットはどうかということもございまして、こういった状況で積極的に使われているのかといいますと、なかなかそうは言い切れないような状況でございますが、金融機関には毎年お願いはしているところでございます。

小林 博議員 使いやすい内容に改善をしていくということも含めて、検討が必要かというふうに思っております。

あともう当たり前のことですが、工業団地にもたくさん会社がありますが、工業団地にある会社などが町内の商工業者との取引をふやしてもらえるように常に呼びかける課題でありますとか、福崎町関係のものについては、町内発注率を高めていく努力ということも要るかと思うんです。

毎年決算報告書の中にその数値があるわけですが、なかなか一定のところ以上は前に行かないというふうな諸事情があるわけですが、あるわけでありまして、こうした福崎町内でのこの商工業者の取引関係を強められる方策も、あわせて、忘れずに取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

地域振興課長 まず1点目のその工業団地の業者さん、町内業者さんとの取引ということなんですけれども、各企業さん、事業者さんにおかれましては、それぞれ長いおつ

き合いの取引先等もあろうかと思しますので、なかなか一朝一夕にはいかないと思います。

ただ、先ほど紹介させていただきましたように、工業団地にどんな企業があって、どんなものをつくられているのかという紹介パンフレットも町内全域に配布させていただきます。逆にその町内の事業者さんにおかれましては、そういったところで研究をしていただきながら、工業団地の企業さんにもアプローチをしていただくとか、そういった努力もお願いできたらなと思っております。

次の町内の発注率、これは出納室の関係になろうかと思うんですけども、これとてなかなか全てが町内業者に発注できればいいんですけども、当然ものによってはできないものもありますし、どうしてもその一方では経費節減ということもございます。その辺のバランスで考えていく必要があるかと思います。

小林 博議員 大体答えとしてはそういう答えにならざるを得ないというふうに思いますし、私が答えてもそういう答えをするんだろうなというふうにも思うわけですが、やっぱり最初に触れましたように、町内の商工業者が元気で頑張っていたかと、町にも活気が出てきますし、安心・安全のまちづくりという点についても強い味方になっていきますので、その点について、絶えざる努力をお願いをしたいと思います。

以上で終わります。

議 長 以上で、小林博議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これにて終了いたします。

以上で、本会議3日目の日程は全て終了いたしました。

この際、お諮りをいたします。

あすの本会議は議事の都合により休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、あす23日の本会議は休会とすることに決定し、6月24日を本会議4日目とします。

本日は、これにて散会をいたします。お疲れさまでした。

散会 午後 3時58分